

教職大学院認証評価
自己評価書

平成29年6月

北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況及び特徴	1
II	教職大学院の目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準領域 1	理念・目的	3
基準領域 2	学生の受入れ	7
基準領域 3	教育の課程と方法	11
基準領域 4	学習成果・効果	27
基準領域 5	学生への支援体制	33
基準領域 6	教員組織	37
基準領域 7	施設・設備等の教育環境	46
基準領域 8	管理運営	49
基準領域 9	点検評価・F D	55
基準領域 10	教育委員会及び学校等との連携	60

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 教職大学院（研究科・専攻）名：北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻

(2) 所在地：北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号

(3) 学生数及び教員数（平成29年5月1日現在）

学生数 76人

教員数 25人（うち、実務家教員 12人）

2 特徴

北海道教育大学は、昭和24年に北海道学芸大学として設置され、平成4年には大学院教育学研究科が札幌分校・岩見沢分校の連携で設置された。教育学研究科は函館・旭川・釧路の各分校でも順次整備が行われ、平成11年には5分校に大学院の3専攻11専修が置かれた。平成14年には学校臨床心理専攻が設置され、平成20年、専門性の高い教員を養成するため、教職大学院として教育学研究科に高度教職実践専攻を設置した。

北海道は札幌市等一部の大都市を除き、多くの学校が小規模校で構成されており、多くの教師が若い段階から学校のリーダーとしての役割を担い、地域での教育をリードしていかなければならない。大規模校においては、中堅教員として学年をまとめ、研究会をリードし、生徒指導のリーダーとして活躍する教員が求められており、小規模校では、学校と地域の教育課題全体を視野に入れたリーダーとして活躍する教員が求められている。

本学教職大学院は、高度に実践的な能力や技量の獲得と理論と実践の往還を目指した本学の学部教育をさらに高いレベルで完成させ、上記の学校・地域の教育を担う中堅教員を養成すると同時に、将来、学校・地域でリーダーとしての役割を担う教員を養成することを目指している。また、広域な北海道で勤務する優秀な中堅教員に大学院での学び・研究の機会を提供し、北海道教育委員会からの要望に応えるため、学部で教員養成課程を置く3キャンパス（札幌・旭川・釧路）に教職大学院を置いた。加えて、平成29年度からは、教員養成を目的とした地域教育専攻を置く函館校にも教職大学院を開設している。

教育の組織体制については、教職大学院生の授業評価に基づく学修状況、要望・意見及び北海道教育委員会からの要請も踏まえ、現職教員学生ⁱ及びストレートマスターⁱⁱのライフステージに即した課題に対応するため、平成27年度から、現職教員向け2コース（「教職実践力高度化コース」「学校改善力高度化コース」）とストレートマスター向け1コース（「教職基礎力高度化コース」）の計3コースに再編した。新コースに見合った選択必修科目及び選択必修実習の新設、履修基準の改定、履修モデルの作成、授業内容・開設時期の見直し等のカリキュラム改善を行った。

また、広域性や教育委員会の要望に応えるため、以下の特徴を有している。

- 双方向遠隔授業システムを用いて、各キャンパスをネットワークでつなぎ、全国的に見ても先進的な体制で教職大学院のすべての授業を展開している。
- 授業方法が講義・討論・学生からの報告・模擬授業・ロールプレイング等を組み合わせたものとなっていることから、2コマ連続した授業を必須とし、クォーター制を採用している。
- 時間的に制約のある現職教員が学びやすいよう昼夜開講制を取り入れている。
- 修士論文に代わるものとして、教職大学院での実践に根ざした学びの集大成を目指す「マイオリジナルブッ

ⁱ 小学校、中学校、中等教育学校、幼稚園、高等学校、特別支援学校（以下「小学校等」という。）に勤務している専任の教員（期限付きを除く。）で、所属する小学校等の長から推薦された者。

ⁱⁱ 「現職教員」以外の者で教員免許状を有する者又は取得見込みの者で職に就いていない者。

ク（MOB）」の作成を課している。

Ⅱ 教職大学院の目的

1) 教職大学院の使命や教職大学院が目指すもの

本学教職大学院では、大学院生が様々な経験や事例を持ち寄り、それらを対象化して論理的な検証に基づき省察し、理論と実践の往還の中で解決への道を探っている。こうした研究実践活動を通して、学生は、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力を身につけ、学校現場に生起する問題を解決する資質・能力を培うことを目指している。現職教員学生は、学校のリーダーとなり活躍できる人材として、また、ストレートマスターは、将来学校の中堅教師となり活躍できる人材として養成している。

本学教職大学院は、札幌、旭川、釧路の3キャンパスに加え、平成29年度からは、新たに函館キャンパスを設置し、この拡充化により、4つの拠点から広大な北海道の教育研究と実践を担っていく。教育委員会や諸学校との連携のさらなる強化を図り、地域社会の教育力の向上に貢献しうる人材を育成する。

2) 教職大学院で養成しようとする人物（教員）像

大学院教育学研究科の目的を本学学則第40条に「大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。」と定めており、同条第2項第5号に高度教職実践専攻の目的として「学校現場における諸課題について、理論的・実践的研究を深め、教師としての使命を自覚し、学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成する。」と養成する人材像を定めている。

3) 教育活動等を実施する上での基本方針

- 教育課程・教育内容は、すべての学生が共通に履修する「共通科目」を土台として、より専門的な知識・技能を学ぶ「選択科目」、学校課題を中心に据えて、その解決を図るような試行的実践と検証を行わせる「学校における実習」、そして大学院で学んだことの集大成としての「共通演習」（マイオリジナルブックの作成）から構成される。
- 養成しようとする人材、今教師に求められている実践的力量（授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力）の内容をふまえ、学校全体や地域を俯瞰して、次の2つを目的として教育課程を編成し、科目群及びそこに属する授業科目を配置する。
 - ・ 広い視野から学校課題を分析する能力の育成
 - ・ 具体的な学校課題の解決に取り組む実践的な力を持ち、実践の結果に理論的検証を加えることのできるスクールリーダーの育成

4) 達成すべき成果

学校現場における諸課題について、以下のような理論と実践に関する高度な専門的能力を身につける。

- ・ 学校現場における諸課題について、学校全体や地域を俯瞰して広い視野から分析し、その解決に当たることのできる、高度専門職業人としての知識、研究・実践力
- ・ 学校現場における教育活動（授業実践、学級・学校経営、生徒指導、教育相談）の改善・向上の取組を、組織の協働体制及び地域の教育力との連携を構築することで推進する力

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準領域 1 理念・目的

1 基準ごとの分析

基準 1-1 レベル I

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学大学院教育学研究科の目的は、「学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成すること」として、北海道教育大学学則第 40 条第 1 項に明確に定めている（別添資料 1-1-1）。また、同条第 2 項第 5 号に本学の教職大学院である高度教職実践専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている（資料 1-1-①）。

さらに、上記の教職大学院の目的を平明に表現したものを学生便覧に掲載し、学生への周知を図っている（資料 1-1-②）（別添資料 1-1-2）。

資料 1-1-① 大学院の目的

（目的）

第 40 条 大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

2 大学院の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 学校教育専攻 学校教育の諸分野における専門的研究を深め、併せて学校教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、学校教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、学校現場において、生涯学習・社会教育及び福祉教育等の観点と研究的視点をもって、指導的な役割を担うことのできる人材を養成する。
- (2) 教科教育専攻 各教科における専門的研究を深め、併せてそれを基盤とした教科教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、教科指導に加え、教科指導上に生ずる様々な教育課題に対し、研究的視点をもって対応できる人材を養成する。
- (3) 養護教育専攻 教育保健学、医科学看護学、心身相談の各分野における専門的研究を深め、併せて養護教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、養護教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、保健室の経営及び心身の健康問題に対応できる人材を養成する。
- (4) 学校臨床心理専攻 教育臨床、心理臨床、発達臨床の各領域における専門的研究を深め、様々な心の問題の援助を必要とする児童・生徒に対して教育臨床アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力の形成を図り、カウンセリングマインドをもった教員、及び地域において学校教員と協働して心理的・福祉的ケアを担うことのできる人材を養成する。
- (5) 高度教職実践専攻 学校現場における諸課題について、理論的・実践的研究を深め、教師としての使命を自覚し、学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成する。

（出典：北海道教育大学学則）

資料 1-1-② 教職大学院の目的

教員養成に関わる専門職大学院として学校現場あるいは地域が、現在教育に関わる中堅教育に求める実践的能力、問題解決能力等を身につけさせ、学校現場に生起する諸課題を、学校全体を視野に入れて、解決へと導きさせる。また、様々な経験や事例を持ち寄り、理論的な検証を加えて、理論と実践を常に往還しながら学校全体で、学校と地域で力を結集して、解決への道を探る。そうした現場における具体的な問題を解決する力量、技量を身に付けるのが「高度教職実践専攻」であり、「学校・地域」をキーワードに教師としての使命を自覚し、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力を身につけさせることを目的とする。

（出典：平成 29 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧）

《必要な資料・データ等》

別添資料 1-1-1 北海道教育大学学則

別添資料 1-1-2 平成 29 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学教職大学院の理念・目的は、学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項に基づき、本学学則第 40 条に明確に定めている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1-2 レベル I

○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

本学大学院教育学研究科は、修士課程（学校教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻、学校臨床心理専攻）と専門職学位課程（高度教職実践専攻）の 2 課程 5 専攻を設置し、高度教職実践専攻の人材養成に関する目的を本学学則第 40 条第 2 項第 5 号に規定しており（前掲資料 1-1-①）、高度な専門的能力と実践力の形成をうたう高度教職実践専攻（教職大学院）の人材養成の目的と既存の修士課程の目的は明確に区別されている。

高度教職実践専攻では、学校現場の諸課題について、「理論と実践の往還」による解決を図る実践力を身につけさせることを目的としており、その実践力の具体的な力として、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を示している（資料 1-2-①）（別添資料 1-2-1）。

また、平成 27 年度には、従前の「学級経営・学校経営コース」「授業開発コース」「生徒指導・教育相談コース」の 3 コースから、教職大学院生の授業評価に基づく学修状況、要望・意見及び北海道教育委員会からの要請も踏まえ、ストレートマスター及び現職教員学生のライフステージに即した課題に対応するため、ストレートマスターを対象とする「教職基礎力高度化コース」、教職経験 5 年以上の教員を対象とする「教職実践力高度化コース」、教職経験概ね 10 年以上の教員を対象とする「学校改善力高度化コース」の 3 コースに再編した。

従前の教育内容によるコース編成で生じていた「これから教師になるストレートマスターが学修する上で内容に偏りが生じること」「講義内容によっては、現職教員学生とストレートマスターとの経験や知識・技能等のギャップが大きく協働的な学修も効果的ではない」といった問題に対応し、現職教員学生とストレートマスターがともに学ぶ利点を生かすと同時に、それぞれのニーズを踏まえ、別々のコースに所属し、それぞれの力量の高度化の目標を明確にして（資料 1-2-②）、地域・学校でリーダーとして活躍できる実践力の育成を図るコース再編を実施した。

資料 1－2－① 教職大学院で育成する力



「学校・地域」をキーワードに教師としての使命を自覚し、スクールリーダーに求められる6つの力を育成します！

(出典：教職大学院のご案内 2017)

資料 1－2－② コースのねらいと概要

【教職基礎力高度化コース】

ストレートマスター対象のコースです。期限付教員等の勤務をしながらの修学はできません。新任教員に求められる基礎力の総合的な高度化を目指しています。そのため、選択科目は「学級経営・学校経営」、「生徒指導・教育相談」「授業開発」の3分野から最低1科目ずつ履修することになります。

【教職実践力高度化コース】

教職経験が5年以上の現職教員(期限付教員を除く)対象のコースです。自らの教職経験の探究的な省察を通し、得意分野のさらなる伸張、不得意分野の克服などの自己課題に取り組み、実践力の高度化を目指します。選択科目は自己課題に合わせて自由に履修することができます。

【学校改善力高度化コース】

教職経験が概ね10年以上の現職教員(期限付教員を除く)対象のコースです。学校での組織的な取り組みの探究的な省察を通し、学校改革を推進していく能力の育成・高度化を目指します。

選択科目は、学校組織マネジメントに関する科目が必修となるほか、北海道教育委員会派遣の場合は、学校で長期にわたって組織運営を学ぶ「学校運営実習」を選択することができます。

(出典：平成 29 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧)

《必要な資料・データ等》

別添資料 1－2－1 教職大学院のご案内 2017

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学大学院各専攻の人材養成に関する目的は、本学学則第 40 条に規定している。また、教職大学院で育成する力や各コースのねらいを明確に示している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

○ 教職大学院生のライフステージに対応するコース再編

教職大学院生の授業評価に基づく学修状況，要望・意見及び北海道教育委員会からの要請も踏まえ，ストレートマスター及び現職教員学生のライフステージに即した課題に対応するコースにし，新コースに見合った選択必修科目及び選択必修実習の新設，履修基準の改定，履修モデルの作成，授業内容・開設時期の見直し等のカリキュラム改善を行った。専門職学位課程高度教職実践専攻は現職教員学生向け2コース（「教職実践力高度化コース」「学校改善力高度化コース」）とストレートマスター向け1コース（「教職基礎力高度化コース」）の計3コースに再編し，平成27年度から開設した。

基準領域 2 学生の受入れ

1 基準ごとの分析

基準 2-1 レベル I

○ 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）（資料 2-1-①）は、北海道教育大学学則第 40 条に規定する「授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成する」という目的を踏まえ、現職教員学生には「学校・地域の課題を自分の課題として自覚し、この課題の解決に向けて研究する意欲がある人」を、ストレートマスターには「教職への強い希望と情熱を持ち、将来学校を背負う中堅教員となることを自覚し、新しい学校づくりの有力な一員となる意欲がある人」を求める学生像として示している。

また、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、「大学院教育学研究科（専門職学位課程）学生募集要項」（別添資料 2-1-1）に掲載するほか、「教職大学院のご案内」や本学ウェブサイトにも掲載（<http://www.hokkyodai.ac.jp/exam/graduate/graduate-admission-policy.html>）し、周知に努めている。

資料 2-1-① 北海道教育大学院教育学研究科高度教職実践専攻 アドミッション・ポリシー

③ アドミッションポリシー（入学者受入方針）

高度教職実践専攻の教育上の理念・目的は、学校現場に生起する諸課題に対して、問題解決への力量、技量として、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力を身につけさせることです。これらの理念・目的を踏まえて、現職教員にあっては、学校・地域の課題を自分の課題として自覚し、この課題の解決に向けて研究する意欲がある人を求めています。また、ストレートマスターにあっては、教職への強い希望と情熱を持ち、将来学校を背負う中堅教員となることを自覚し、新しい学校づくりの有力な一員となる意欲がある人を求めています。

（出典：教職大学院のご案内 2017）

《必要な資料・データ等》

別添資料 2-1-1 平成 29 年度大学院教育学研究科（専門職学位課程）学生募集要項

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

本学教職大学院の理念・目的を踏まえ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。また、学生募集要項等に掲載し、公表している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 2-2 レベル I

○ 入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院は、現職教員の教職経験とこれまでの実績を踏まえた選考を行うため、また、ストレートマスターの教職に関する知識とこれからの学校での実践を中心とした研究内容を選考するため、「現職教員」と「スト

レートマスター」の2つの選考区分を設けて、選考を実施している。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に示す入学者に求めている資質を判断するものとして、現職教員には、「所属長の推薦書」「志望理由書」「研究計画書」及び「教育実践記録（論文等を含む。）」に基づく口述試験を行い、教職実践の実績を重視した選抜を行っている。また、ストレートマスターには、「志望理由及び研究計画書」に基づく口述試験及び小論文を実施し、大学での学修と教職に対する意欲・適性を重視した選抜を行っている。さらに、小論文の過去3年分の入試問題は、本学ウェブサイト公開（<http://www.hokkyodai.ac.jp/exam/graduate/past-exam/>）するとともに、選考区分に応じた選抜方法及び配点は大学院教育学研究科（専門職学位課程）学生募集要項に掲載し、志願者に対して周知を図っている（資料2-2-①）。

入学者の選抜について、北海道教育大学大学院入学者選抜基本要綱（別添資料2-2-1）に基づき、北海道教育大学大学院入学試験問題作成委員会設置要項（別添資料2-2-2）及び北海道教育大学大学院入学者選抜学力検査等共通監督要領（別添資料2-2-3）に従って、教職大学院入学試験委員会が統括している。教職大学院入学試験委員会は、大学院教育学研究科学力検査実施要項（別添資料2-2-4）及び合格者判定基準を作成し、教職大学院教員会議の承認を得た上で、各キャンパスを会場に学力検査を実施している。また、合格者の判定は、教職大学院入学試験委員会が合格者判定資料を作成し、教職大学院教員会議、研究科教授会の審議を経て、学長が決定している。

資料2-2-① 選抜方法及び配点

(1) 選抜区分「現職教員」（教職実践力高度化コース、学校改善力高度化コース）に出願した者

入学者の選抜は、「所属長の推薦書」「志望理由書」「研究計画書」及び「教育実践記録（論文等を含む。）」に基づく口述試験の結果及び最終卒業学校の成績等を総合して判定します。

(2) 選抜区分「ストレートマスター」（教職基礎力高度化コース）に出願した者

入学者の選抜は、「志望理由及び研究計画書」に基づく口述試験及び小論文の結果並びに最終卒業学校の成績等を総合して判定します。

(3) 配点

「現職教員」の口述試験の配点は400点とします。

「ストレートマスター」の口述試験の配点は300点、小論文は100点とします。

(4) 口述試験の内容

口述試験は、本大学院における研究課題、目的、方法、これまでの教育実践及び研究上の成果や意欲を問うことが主な内容となります。

（出典：平成29年度大学院教育学研究科（専門職学位課程）学生募集要項）

《必要な資料・データ等》

別添資料2-2-1 北海道教育大学大学院入学者選抜基本要綱

別添資料2-2-2 北海道教育大学大学院入学試験問題作成委員会設置要項

別添資料2-2-3 北海道教育大学大学院入学者選抜学力検査等共通監督要領

別添資料2-2-4 平成29年度大学院教育学研究科学力検査実施要項（専門職学位課程）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

入学者の選抜区分を「現職教員」と「ストレートマスター」に設定し、学力検査を実施するにあたり、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）で求める入学者資質を判断するための出願書類を定めている。また、現職教員には教職実践を重視した選抜を実施し、ストレートマスターには大学での学修と教職に対する意欲・適性を重視した選抜を行っている。

また、入学者の選抜にあたっては、要綱や要領に基づき、共通基準のもとで実施する体制を整備している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 2-3 レベル I

○ 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

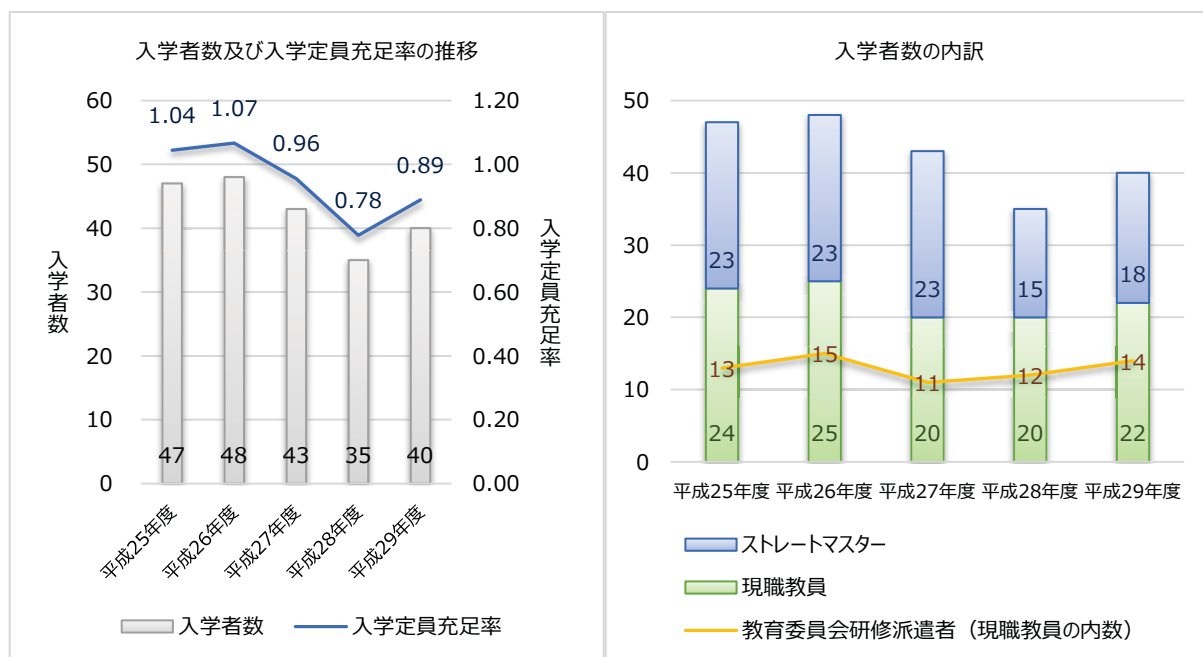
本学教職大学院の入学定員は 45 人（現職教員 30 人、ストレートマスター 15 人）であり、これに対して入学者数は、平成 25 年度 47 人（入学定員充足率 1.04）、平成 26 年度 48 人（入学定員充足率 1.07）、平成 27 年度 43 人（入学定員充足率 0.96）、平成 28 年度 35 人（入学定員充足率 0.78）、平成 29 年度 40 人（入学定員充足率 0.89）となっている（資料 2-3-①）。

平成 27 年度以降、現職教員学生のうち教育委員会研修派遣者及びストレートマスターの入学者数の減少に伴い、入学定員を下回る状況が続いており、平成 28 年度以降は定員充足率 0.9 を下回っている。

教育委員会研修派遣者の減少に対しては、北海道教育委員会と研修派遣枠の維持と拡大について協議を続けるとともに、校長会への働きかけ、授業公開や教職大学院の説明会を増やすなど、積極的な広報活動を実施している（別添資料 2-3-1）。

ストレートマスターの入学者が減少した平成 28 年度については、平成 27 年度以前は前期（11 月）と後期（2 月）の 2 回実施していた入学試験を前期 1 回に集約したことが影響している。例年、教員採用試験の結果（10 月下旬）を受けて学部卒業予定者が後期募集に出願する例が見られたが、平成 28 年度についてはこの機会がなくなることになった。この状況を受けて、平成 29 年度入学試験は前期と後期の 2 回実施することとし、あわせて教職大学院の説明会を増やすなどにより入学希望者の増加に向けた取組を実施した。

資料 2-3-① 入学試験実施状況（平成 25 年度～平成 29 年度）



（出典：入試課資料）

《必要な資料・データ等》

別添資料 2-3-1 教職大学院説明会ポスター

（基準の達成状況についての自己評価： B ）

平成 27 年度以降、入学定員を満たさない状況が続いており、平成 28 年度及び平成 29 年度については定員充

足率が 0.9 を下回る状況が続いている。これを受けて、現職教員学生の入学者数増を目的として北海道教育委員会との協議を実施しており、また、ストレートマスターの入学者数を増やすため前期・後期の 2 回の入学試験を実施することとしている。現職教員学生・ストレートマスターに共通する取組として、教職大学院の説明会の回数を増やし、積極的な広報に努めている。

以上のことから、本基準を達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

該当なし

基準領域 3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準 3-1 レベル I

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の教育課程は、教職大学院の制度、本学教職大学院の理念、目的を踏まえカリキュラム・ポリシー（資料 3-1-①）のもとに、「共通科目」「分野別選択科目（担当教員のゼミ形式の『事例研究』を含む。）」「学校における実習」「共通演習」で構成している（資料 3-1-②，資料 3-1-③）（別添資料 3-1-1）。

また、平成 27 年度のコース再編に伴い、各コースのねらい（前掲資料 1-2-②）をより効果的に実現するために「コース別選択科目の履修モデル」を学生便覧に掲載し、周知している（資料 3-1-④）。ストレートマスターを対象とする教職基礎力高度化コースでは、「学級経営・学校経営」「生徒指導・教育相談」「授業開発」の各分野の選択科目を 1 科目（2 単位）以上履修することとし、10 年以上の教職経験を持つ現職教員学生対象の学校改善力高度化コースに対応した選択必修科目（「学校組織マネジメントの理論と実際」等）や教育委員会と協働で開講する科目「北海道の教育（平成 28 年度新規開設）」に加え、「学校運営実習」による長期の実習の充実等、学生の経歴・経験に合わせて、理論と実践を往還できるような教育課程としている。

1 年次の履修を原則としている共通科目は、共通に開設すべき 5 領域（「教育課程の編成・実施に関する領域」「教科等の実践的な指導方法に関する領域」「生徒指導、教育相談に関する領域」「学級経営、学校経営に関する領域」「学校教育と教員の在り方に関する領域」）に「特別支援教育に関する領域」を加えて、6 領域 12 科目で編成している（資料 3-1-⑤）。

2 年次には、コース別に示した履修モデル（資料 3-1-④）に基づき、コースに応じた科目を選択し、専門的な知識・技能を学ぶことができるようにしており、長期の実践的な実習を課すとともに、最終的には教職大学院の学びの総まとめとしての「共通演習」でのマイオリジナルブック（MOB）の作成を課している。また、1 年次から継続している担当教員によるゼミ形式の分野別「事例研究」において理論を深めつつ、ストレートマスターには「自己課題解決・検証実習」、現職教員学生には「学校課題解決・検証実習」を課すことで、理論と実践の往還に重点を置いた指導を実施している。

本学独自の取組であるマイオリジナルブック（MOB）については、学生は担当教員の指導のもと、MOB に自らの学びをまとめあげ、各学生にとっての理論と実践の往還を記録した「自分の研究物語」を作成し、学校に赴任した際の現職教員として新たなステップを踏み出すための礎としている（資料 3-1-⑥）。

資料 3-1-① 大学院教育学研究科高度教職実践専攻カリキュラム・ポリシー

本学大学院教育学研究科専門職学位課程高度教職実践専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、以下の方針に基づき、教育課程を編成し、実施します。評価については、科目ごとの到達目標及び成績評価基準に基づき、成績評価を行います。

- 1 本課程における教育課程・教育内容は、すべての学生が共通に履修する「共通科目」を土台として、より専門的な知識・技能を学ぶ「選択科目」、学校課題を中心に据えて、その解決を図るような試行的実践と検証を行わせる「学校における実習」、そして大学院で学んだことの集大成としての「共通演習」（マイオリジナルブックの作成）から構成される。
- 2 本課程が養成しようとする人材、今教師に求められている実践的力量（授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力）の内容をふまえ、学校全体や地域を俯瞰して、次の 2 つを目的として教育課程を編成し、科目群及びそこに属する授業科目を配置する。
 - ・広い視野から学校課題を分析する能力の育成
 - ・具体的な学校課題の解決に取り組む実践的な力を持ち、実践の結果に理論的検証を加えることのできるスクールリーダーの育成

（出典：本学ウェブサイト（<http://www.hokkyodai.ac.jp/faculty/policy.html>））

資料 3-1-② 修了に必要な単位数

(修了に必要な単位数)

第 3 条 修士課程の修了に必要な単位数は、30 単位とし、専攻別科目区分による単位は、次のとおりとする。

(中略)

2 専門職学位課程の修了に必要な単位数は、46 単位とし、科目別区分による単位は、次のとおりとする。

専 攻		高度教職実践
科目及び 単 位 数	共通科目	2 2
	分野別選択科目	1 2
	学校における実習	1 0
	共通演習	2
		4 6

出典：北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則

コース別修了に必要な履修単位構成

	共通科目	選択科目	実習	MOB
「基礎」 コース※	22 単位	12 単位 ・事例研究 6 単位 ・選択科目 6 単位（最 少、各分野から 2 単位ず つ 6 単位）	10 単位 ・「学校課題俯瞰実習」5 単位 ・「自己課題解決・検証実習」5 単位	2 単位
「実践」 コース※	22 単位	12 単位 ・事例研究 6 単位 ・選択科目 6 単位	10 単位 ・「リーダー力育成基礎実習Ⅰ・Ⅱ」6 単 位 ・「学校課題解決・検証実習」4 単位	2 単位
「改善」 コース※	22 単位	12 単位 ・事例研究 6 単位 ・必修選択の「学校組織マ ネージメントの理論と実 際」2 単位「教師に求め られるリーダーシップと 同僚性の今日的課題」2 単位、計 4 単位を含む 6 単位	10 単位 ・「学校運営実習」6 単位、又は「リー ダー力育成基礎実習Ⅰ・Ⅱ」6 単位 ・「学校課題解決・検証実習」4 単位	2 単位

※ 「基礎」コース：教職基礎力高度化コース

「実践」コース：教職実践力高度化コース

「改善」コース：学校改善力高度化コース

(出典：平成 29 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧 参考資料)

資料 3-1-③ 開設授業科目

共通科目				選択科目			
配当 年次	単位 数	必 選		配当 年次	単位 数	選	
1	1	2		13	1	2	
2	1	2		14	1	2	
3	1	2		15	2	2	
4	1	2		16	2	2	
5	1	2		17	2	2	
6	1	2		18	2	2	
7	1	2		19	2	2	
8	1	2		20	2	2	
9	1	2		21	2	2	
10	1	2		22	2	2	
11	1		1	23	2	2	
12	1	2		24	1	2	
合計			22	25	1	2	
学校における実習				26	2	2	
ストリートマスターの場合				27	2	2	
学校課題俯瞰実習	1	5		28	2	2	
自己課題解決・検証実習	2	5		29	2	2	
合計			10	30	2	2	
現職教員の場合				31	2	2	
リーダー力育成基礎実習Ⅰ	1	4	*	32	1	2	
リーダー力育成基礎実習Ⅱ	1	2	注	33	1	2	
学校運営実習	1	6	1	34	2	2	
学校課題解決・検証実習	2	4		35	2	2	
合計			10	36	2	2	
共通演習				37	2	2	
マイオリジナルブック	2	2		38	2	2	
合計			2	39	2	2	
注 1 現職 1 年次の実習はリーダー力育成基礎実習Ⅰ・Ⅱ又は学校運営実習を選択する。ただし学校運営実習は道教委派遣教員のみ選択可。				合計			12
注 2 教職基礎力高度化コースは事例研究の他に各分野から 2 単位以上選択する。学校改善力高度化コースは上記の⑬番と⑭番を含む 6 単位以上を選択する。				修了に必要な単位数			46

(出典：教職大学院のご案内 2017)

資料 3-1-④ コース別選択科目の履修モデル

			高度化コース 教職基礎力	教職実践力高度化コース			学校改善力 高度化コース
				学級・学校経営重点履修	生徒指導・教育相談重点履修	授業開発重点履修	
学級経営・学校経営分野	学校組織マネジメントの理論と実際	現職	○	●	○	○	◎
	学級の主体性を育む教育実践活動		○	●	○		○
	学校と家庭・地域との連携における成果と課題		●	○		○	○
	教師に求められるリーダーシップと同僚性の今日的課題			○	○	○	◎
	へき地・小規模校の経営と課題		○	○			○
	特別支援教育コーディネーターの役割と課題			●	○		●
	北海道の教育		●	●	●	●	□
生徒指導・教育相談分野	生徒指導の実際		●	●	●	●	●
	現代社会と生徒指導		○		●		○
	生徒指導・教育相談の基礎としての生涯発達心理学		○		○		○
	非行臨床心理学		●	●	●	●	●
授業開発分野	授業実践と学級づくり			○		●	
	子どもの学びを拓く授業づくり		●			□	○
	教材の開発		●			○	
	道德教育の開発		○	○	○	●	

◎ = 選択必修 □ = 履修を強く推奨する科目 ● = 履修推奨科目 ○ = 関連科目

各コース別に選択必修の科目、履修推奨の科目等を示してあります。

選択科目の事例研究の 6 単位を履修した上で、上表の選択科目から（選択必修科目を含めて）6 単位以上履修する必要があります。

また、各コース別に、以下の履修条件があります。

「教職基礎力高度化コース」は各分野から最低 2 単位ずつ履修することが履修条件です。

「教職実践力高度化コース」は重点分野別に履修推奨科目を設定してあります。

「学校改善力高度化コース」は「学校組織マネジメントの理論と実際」と「教師に求められるリーダーシップと同僚性の今日的課題」が選択必修です。この 4 単位を含めて 6 単位以上履修する必要があります。

（出典：平成 29 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧 参考資料）

資料 3-1-⑤ 6 領域（5 領域＋1）と共通科目の対照表

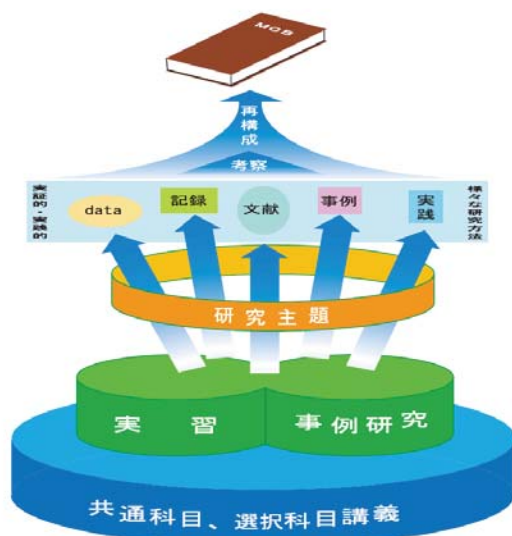
※（ ）内は単位数を示す

領 域	科 目 名
① 教育課程の編成・実施に関する領域	・ 総合学習のためのカリキュラム開発 （2） ・ 教育課程を創る （2）
② 教科等の実践的な指導方法に関する領域	・ 教科教育の実践と課題 （2） ・ 教科等の実践的指導力の形成 （2）
③ 生徒指導・教育相談に関する領域	・ 生徒指導の意義と今日的課題 （2） ・ 児童生徒理解とその指導方法 （2）
④ 学級経営・学校経営に関する領域	・ 「生きる力」を育む学級・学年経営の実際と課題 （2） ・ 特色ある学校づくりと組織の活性化を図る学校経営の実際と課題 （2）
⑤ 学校教育と教員の在り方に関する領域	・ 学校教育の課題と教員 （2） ・ これからの時代の学校教育の在り方 （2）
上記 5 領域共通	・ 共通 5 領域における実践力の育成 （1）
⑥ 特別支援教育に関する領域	・ 特別支援教育の理解と対応 （2）

（出典：教務課資料）

資料 3-1-⑥ マイオリジナルブック（MOB）の作成

教職大学院では修士論文を課しませんが、それに代わるものとして「マイオリジナルブック」の作成を課しています。「マイオリジナルブック」は実践に深く根ざした教職大学院での学びについての、いわば「自分の研究物語」です。「マイオリジナルブック」は、大学院在学中に次の3段階を経て作成します。



第1段階

共通科目と選択科目の講義を基礎にして、学校における実習とそれに基づく事例研究から、勤務校や自分にとっての課題を抽出する。

第2段階

抽出した勤務校や自分にとっての課題を、指導教員とともに研究主題として練り上げる。

第3段階

研究主題に沿って、相応しい解決方法や研究方法を選び、実証的・実践的な研究を行い、実践とその成果をまとめる。

（出典：教職大学院のご案内 2017）

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-1-1 平成 29 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻時間割

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本学教職大学院の教育課程は、1 年次に「共通科目」とストレートマスター・現職教員学生に合わせた「実習」に加えて、担当教員による「事例研究」を開始し、理論と実践を往還する基礎的な力量を養成する体制を整えている。2 年次には、コース別選択科目や具体的な課題を解決・実証する実習、事例研究により、理論と実践の往還を高度なレベルで達成できるようにし、最終的に学生が2 年間で学び、身につけた自身の理論と実践の往還を記録したマイオリジナルブック（MOB）を作成することで修了するという構成としている。さらに、平成 27 年度のコース再編により、学生の実際やニーズに沿った修学が可能となっている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-2 レベル I

○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

〔基準に係る状況〕

共通科目とコース別選択科目の授業内容は、現在の教育現場における課題を取り上げ、その課題に対応する理論等を踏まえ、課題への対応のための基礎力を育成するとともに、各々の学生が実践的に解決できるようになることを目指した授業内容としており、事例検討、ワークショップ、実地での実習等の授業内容に合わせた実践的な教育を実施している（資料 3-2-①）。

授業方法・形態については、各キャンパスを「双方向遠隔授業システム」で結んで各授業を実施している（資料 3-2-②）。このシステムによる講義では、一方的にテレビ中継して受講させるのではなく、全キャンパスに各授業科目を専門とする教員や指導可能な教員を配置し、さらに講義を主導する教員のいるキャンパスと他のキ

キャンパスの間で双方向の質疑応答・討議を行っている。教員の組合せについても、研究者教員と実務家教員を配置し、研究者教員による理論的講義と実務家教員の実践的解説を組み合わせで実施し、常に理論と実践の往還を可能としている。すなわち、双方向遠隔授業システムを用いた高度な ICT を活用したアクティブラーニングを実施している。

各授業科目の履修者数については、1 年次に履修する共通科目は、全学生が同じ授業を履修するため履修者が多くなる傾向にある（平成 28 年度開講科目平均：35.0 人）が、各キャンパスに専任教員が 1 人以上担当しており、十分な教育効果を挙げられる体制となっている。また、2 年次に履修する選択科目については、科目によって履修者数が異なる（平成 28 年度平均：[学級経営・学校経営分野 15.2 人] [生徒指導・教育相談分野 7.0 人] [授業開発分野 12.4 人]）が、各科目の平均履修者数は共通科目の平均履修者数を下回っており、十分な教育効果を挙げられる体制である（資料 3-2-③）。各教員が担当するゼミ形式の「事例研究」では全 25 人の専任教員で 76 人の在学学生を指導しており、専任教員一人当たりの担当学生数は 3.0 人である。

本学教職大学院では、共通科目、選択科目ともにストレートマスターと現職教員学生が同時に受講している。討論や実習等の際には、担当教員の指導のもとにストレートマスターと現職教員学生が混在するグループや別々のグループに編成するなど、グループ構成を工夫して進行することで、ストレートマスターは教育現場の感覚を、現職教員学生はストレートマスターの新鮮な発想に触れられるようにしており、修了生アンケートからも効果が発揮されていることが読み取れる（資料 3-2-④）。さらにゼミ形式の「事例研究」は、ストレートマスターや現職教員学生の個々の要望や必要性に応じたきめ細かく、深い学びを可能としているほか、開講日時を任意とすることで、現職教員学生の就学事情に応じた時間帯での指導を行っており、学生個々の就学事情・ニーズに応えることが可能となっている。

各授業科目のシラバス（別添資料 3-2-1）は、大学教育情報システムの機能を活用した電子シラバスを作成し、授業の内容、目標、計画や成績評価基準を明示しており、本学ウェブサイトで公開している。（<https://syllabus.sap.hokkyodai.ac.jp/syl/faces/up/co/Com02401A.jsp>）。シラバスの作成にあたっては、「シラバス作成の手引き（別添資料 3-2-2）」を全教員に配付し、各項目の具体的記入方法等を示している。シラバスには「対応するディプロマ・ポリシー」「到達目標」欄を設け、当該授業科目で身につける資質・能力を明示している。各教員は、授業開始時にシラバスの内容を履修者に説明しているほか、日本教職大学院協会に開設授業科目のシラバスを提供し、本学教職大学院の授業内容を公表している。

資料 3-2-① 代表的な授業の概要

科目名	区分	概要
生徒指導の意義と今日的課題	共通科目	不登校、リストカット等自傷行為、いじめ問題、学校でおこる非行問題などについて、インシデントプロセス法を用い、院生をグループ分けして討論を行い、その結果を発表して交流する授業を展開している。この授業は、緊急な対応が必要な現場で、可能な限り迅速、的確に対応する方法を探して、即対応する際に用いられるインシデントプロセス法をワークショップ的授業で行うもので、学校現場での活用も期待される方法である。
学校組織マネジメントの理論と実際	選択科目 （学級経営・学校経営分野）	現職教員院生を対象としたケースメソッドによる事例研究である。よく練られた「ケース教材」を用い、全員での討論やグループでの討論を行っている。特に、討論方法の指導に力をいれた授業であり、「具体的なケースについての自己の考えの深化、拡大、発展を図ることで、思考力の柔軟性を高め、問題解決の実践力を養う」ことを目指している。
教材の開発	選択科目 （授業開発分野）	地域（身近）にあるものを利用してオリジナルな教材を作成する授業である。教材の理論について講義した後、キャンパスごとに、実際に地域の河川等へ行き、院生自らオリジナル教材を作り、授業実践まで行う極めて実践的な授業になっている。

（出典：教職大学院資料）

資料 3-2-② 双方向遠隔授業システム



資料と3教室の映像をハイビジョンで配信



釧路校の授業風景



旭川校の授業風景



札幌校の授業風景

（出典：北海道教育大学教職大学院ウェブサイト（<http://www2.hokkyodai.ac.jp/daigakuin/kyosyokudaigakuin-top.html>））

資料 3-2-③ 科目別履修者数（平成 28 年度）

（単位：人）

科目区分	授業科目	札幌	旭川	釧路	計	平均
共通科目	学校教育の課題と教員	13	13	9	35	35.0
	これからの時代の学校教育の在り方	13	13	9	35	
	総合学習のためのカリキュラム開発	13	13	9	35	
	教育課程を創る	13	13	9	35	
	教科教育の実践と課題	13	13	9	35	
	教科等の実践的指導力の形成	13	13	9	35	
	生徒指導の意義と今日的課題	13	13	9	35	
	児童生徒理解とその指導方法	13	13	9	35	
	「生きる力」を育む学級・学年経営の実際と課題	13	13	9	35	
	特色ある学校づくりと組織の活性化を図る学校経営	13	13	9	35	
	共通5領域における実践力の育成(平成28年度開講せず)				0	
	特別支援教育の理解と対応	13	13	9	35	
学級経営・学校経営分野	学級の主体性を育む教育実践活動	7	7	2	16	15.2
	学校と家庭・地域との連携における成果と課題	3	8	6	17	
	教師に求められるリーダーシップと同僚性の今日的課題	13	7	3	23	
	へき地・小規模校の経営と課題				0	
	学級経営・学校経営事例研究Ⅰ	7	10	3	20	
	学級経営・学校経営事例研究Ⅱ	6		3	9	
	学級経営・学校経営事例研究Ⅲ	10	9	3	22	
	学級経営・学校経営事例研究Ⅳ	8		3	11	
	特別支援コーディネーターの役割と課題	5	11	3	19	
	学校組織マネジメントの理論と実際	6	9	2	17	
	北海道の教育	5	6	2	13	
生徒指導・教育相談分野	生徒指導・教育相談の基礎としての生涯発達心理学	8		5	13	7.0
	生徒指導の実際	6	4	4	14	
	現代社会と生徒指導			1	1	
	非行臨床心理学	4	1	5	10	

	生徒指導・教育相談事例研究Ⅰ	3		4	7	
	生徒指導・教育相談事例研究Ⅱ	3		3	6	
	生徒指導・教育相談事例研究Ⅲ			2	2	
	生徒指導・教育相談事例研究Ⅳ	1		2	3	
授業開発分野	授業実践と学級づくり	2	4	1	7	12.4
	子どもの学びを拓く授業づくり	3	5	5	13	
	教材の開発	4	3		7	
	道徳教育の開発	17	5	6	28	
	授業開発事例研究Ⅰ	3	4	2	9	
	授業開発事例研究Ⅱ	3		2	5	
	授業開発事例研究Ⅲ	10	5	3	18	
	授業開発事例研究Ⅳ	9		3	12	

(出典：教務課資料)

資料 3-2-④ ストレートマスターと現職教員学生の関係

- ・ 現場で実際に働いている現職の先生と一緒に学べたことで、実際に働いてからのイメージが持てたり、長期間の実習に行き自分で課題意識を持ちながら授業に臨めたことで、自ら主体的に学ぶことができたように思う。(ストレートマスター)
- ・ 若い院生との語り合いは、大変刺激になりました。後輩の皆さんは、教授陣やベテラン教師に議論をどんどんふっかけて活発な雰囲気にして欲しいです。(現職教員学生)

(出典：平成 27 年度卒業時・修了時アンケート 他)

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-2-1 各授業科目シラバス

別添資料 3-2-2 シラバス作成の手引き

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学教職大学院は各キャンパスを双方向遠隔授業システムで結んで授業を実施しており、各授業科目に対して各キャンパス 1 人以上の教員を配置し、講義を担当している。理論と実践の往還が可能なよう、担当教員は研究者教員と実務家教員を配置し、授業形態も講義だけではなく、双方向遠隔授業システム等の ICT を活用し、討論や演習・実習を組み合わせたアクティブラーニングを実施している。

各教員がゼミ形式で実施する「事例研究」は、学生のニーズ・就学事情に応じた開講時間、学びを設定可能としており、各学生の特性に配慮し、十分な教育効果が得られるよう工夫して実施している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-3 レベルⅠ

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の実習はストレートマスターを対象とする「学校課題俯瞰実習」「自己課題解決・検証実習」と現職教員学生を対象とする「学校運営実習」「リーダー力育成基礎実習Ⅰ・Ⅱ」「学校課題解決・検証実習」を設定している(資料 3-3-①)(別添資料 3-3-1)。

「学校課題俯瞰実習」では、本学附属小・中学校及び公立高等学校の組織・運営等を自らの学修テーマに基づいて観察・調査し、学校全体の機能を俯瞰することとしており、共通科目で学ぶ「教科指導」「生徒指導・教育相談」「学級経営」「学校経営」に関する理解を深めている。また、自己の専門性を生かした教科・領域等の授業実践を通じて、教師としての使命感・自覚を身につけるとともに、子供理解に基づく授業計画力、授業指導力、授

業分析力を養い、計画的・意図的な学級運営、児童生徒理解に基づく生徒指導等について基礎的な実践的指導力を養っている。「自己課題解決・検証実習」では、学校課題俯瞰実習で捉えた学校の課題や自己課題の解決策に対する試行的実践を行い、その実効性について検証し、学校現場で生起している課題を自ら見だし、学校全体における位置づけを見極めて、具体的解決策を提案できるだけの基礎的力量を形成することを目的としている。

「学校運営実習」は、リーダー力の基礎となる協働遂行力及び実践的指導力の向上を目的とし、実習校における包括的な学校改善等の状況を、俯瞰・対象化して実習課題を深めることと、自己の課題への省察力をより深化させている。「リーダー力育成基礎実習」では、学校運営実習同様、協働遂行力の育成を図り、組織づくりを通じて実習課題の解決策を実践しており、学生は学校全体を視野にした実習を意識し、リーダーとして参画・活動することとしている。2年次に履修する「学校課題解決・検証実習」では、1年次の実習で明らかにした勤務校の学校課題に対して、勤務校の教師集団の理解のもと、リーダーとして学校課題解決に向けて学校全体あるいは学年全体で取り組むこととしている。現職教員学生の実習は勤務校での日常業務を行いながら、生じる課題解決を目的としているため、日常業務に埋没しないための配慮として、当該校の校長との面談の際に実習の様子に加え、実習内容と学校力向上に向けた学校運営のつながりやその具体的成果を話題にし、実習が日常業務に支障をきたすのではなく、日常業務にプラスの効果をもたらしていることの共通認識が持てるように意識し、理解と協力を求めている。学生に対しては、実習の意識を持ちながら実習に取り組むことができるように「実習ノート」への記録を義務づけており、実習時間・内容・成果等を記入させ、巡回指導や事例研究の際に進捗状況の把握に努めている。

ストレートマスター、現職教員学生のいずれの実習についても、自ら学校における課題に主体的に取り組むことができるように、授業や事例研究と平行して、実習テーマや課題の検討を行い、全教員による事前・事後指導、実習中にもセミナーや中間指導を行い、最終的に実習ノート、レポートの提出を求めている（資料3-3-②）

（別添資料3-3-2～別添資料3-3-7）。事前・事後指導やセミナー、中間指導の際は、討論形式を取り入れており、ストレートマスター・現職教員学生といった異なる背景を持つ学生を組み合わせたグループ討議を実施している。これにより、教育現場を熟知した現職教員学生とそうではないストレートマスターの考えが交流されることとなり、意見を交わし融合する学びの機会が生まれており、学生からも好評を得ている（前掲資料3-2-④）。

上記の実習を行う連携協力校の選定にあたっては、連携協力校の教育活動や実際の指導担当となる管理職や教員の実績・専門性と実習テーマの共通性、つながりを視点として選定しており、事前に本学教職大学院の教員が協力校を訪問し、実習テーマや実習計画・内容の説明を行い、学校としての受入・協力体制を求めている。連携協力校は、小・中・高・特別支援学校に渡っており、平成29年度は、札幌校：29校、旭川校：21校、釧路校：13校、函館校：4校で、校種・校数ともに、実習のねらいを果たすのに十分な数を確保している（別添資料3-3-8）。また、毎年「北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会及び実習運営協議会」を、双方向遠隔授業システムを利用して開催しており、連携協力校の校長・担当者に加え、北海道教育委員会や市教育委員会、校長会代表者も出席し、教職大学院における実習の趣旨・目的・実施方法・内容・評価等の理解を深めている（別添資料3-3-9）。平成28年度からは、ストレートマスターと現職教員学生各1人が、自分の実習から得られた学びを発表する場を設けており、好評を得ている。また、連携協力校への配慮として、本学教職大学院の教員が実習校への訪問や巡回指導、学生の授業研究の際に、大学院の教員の専門分野から資料提供、助言をするなどの取組を実施しており、連携協力校での研究会・研修会では教員・学生が参加し授業参観及び分科会への出席・発言に努めている。さらに、連携協力校からの依頼があった場合には、校内研修等の講師も務めており、学校の研修の深まりに寄与するなど、連携協力校の教育研究上の支援にも取り組んでいる。

各種実習のうち、現職教員学生を対象とした「リーダー力育成基礎実習Ⅰ」は、実習の免除制度を設けている

(別添資料 3-3-10)。免除の要件は、これまでの教職経験を通して、リーダー力育成基礎実習Ⅰで求めるリーダーとしての素養が形成されていることが、入学時に提出する実践報告や実践記録等により確認することができ、加えて、勤務校の校長の推薦書や本人との面談からも確認できた場合には、レポート課題で代替して単位認定ができるものとしている(別添資料 3-3-11)。免除を決定する際は、教職大学院カリキュラム委員会が作成した「リーダー力育成基礎実習Ⅰにおけるレポートの代替について」に基づき、「所属長の推薦書」「教育実践記録」「面談結果」等を教職大学院実習委員会及びカリキュラム委員会で総合的に判断し、教員会議で承認している。

学校以外の実習については、実務家教員が窓口となって実施する体制を取っている。過去の事例として「教育の情報化」に関して札幌市の考え方を聴取したいという学生に対して、実務家教員から札幌市教育委員会の担当部長に依頼し、質問事項等を事前に指導・吟味し、実施した。教育行政機関・教育センター等での実習の有効性を捉え、希望する学生の実地研究内容に対し教育委員会や教育センターでの学びが必要かどうかを、学生と指導教員が吟味し、妥当性・実効性のある実習となるよう指導し、計画を練っている。

資料 3-3-① 教職大学院の実習体系

	ストリートマスター	現職教員	
		現職教員 (教育委員会研修派遣)	現職教員
1 年次	学校課題俯瞰実習・前期 附属学校・公立高校 学校課題俯瞰実習・後期 附属学校・公立高校	学校運営実習 特別連携協力校	リーダー力育成基礎実習Ⅰ 当該院生の勤務校 リーダー力育成基礎実習Ⅱ 当該院生の勤務校
2 年次	自己課題解決・検証実習 公立小・中・高校	学校課題解決・検証実習 当該院生の勤務校	

(出典：平成 28 年度北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会・実習運営協議会資料)

資料 3-3-② 実習日程一覧(平成 28 年度)

実 習 項 目		過程	回数・時間	日 程				備 考
実 習	項 目			月	日	曜	講 目	
1 年次	ストリートマスター	事前指導	2 回 4 コマ 8 時間	① 5	13	金	3・4	
				② 5	20	金	6・7	
		前期実習	90 時間	5月25日(水)～6月17日(金)				水木金×4 週 正味12日 概ね 1 日 7～8 時間
		セミナー	12 時間	5/27 6/3 6/10 6/17 金曜6・7 講目				→1.5コマ×4 回
		事後指導	1 回 2 コマ 4 時間	6	24	金	6・7	●前期実習ノート→7月15日
		後期実習	90 時間	11月1日(火)～11月25日(金)				水木金×4 週 正味12日 概ね 1 日 7～8 時間
	現職教員	セミナー	12 時間	11/4 11/11 11/18 11/25 金曜6・7 講目				→1.5コマ×4 回
		事後指導	3 回 4 コマ 9 時間	① 12	9	金	6・7	●後期実習ノート→1月20日
				② 12	16	金	6	●実習レポート→2月3日
				③ 1	20	金	6・7	
		事前指導	2 回 4 コマ 8 時間	① 4	22	金	6・7	
				② 5	13	金	6・7	
2 年次	ストリートマスター	実習	164 時間	5月16日(月)～7月11日(月)				9 週 正味41日間 概ね 1 日 4 時間
		事後指導	2 回 4 コマ 8 時間	① 7	15	金	6・7	
				② 7	29	金	6・7	●実習レポート→8月19日
		事前指導	1 回 2 コマ 4 時間	10	7	金	6・7	
		実習	82 時間	10月11日(火)～11月10日(木)				5 週 正味22日間 概ね 1 日 5 時間
		事後指導	1 回 2 コマ 4 時間	12	2	金	6・7	●実習ノート&レポート→12月20日
	現職教員	事前指導	1 回 2 コマ 4 時間	4	13	水	3・4	
		実習	254 時間	4月18日(月)～1月30日(月)				26週 正味52日間 概ね 1 日 4 時間
		中間指導	1 回 2 コマ 4 時間	8	5	金	3・4	
				① 2	3	金	6・7	
		事後指導	2 回 4 コマ 8 時間	② 2	10	金	6・7	●実習ノート&レポート→2月17日
				③ 4	8	金	6・7	
2 年次	ストリートマスター	事前指導	1 回 2 コマ 4 時間	4月11日(月)～6月24日(金)				※ 5/2, 6 授業休業日
		実習	217 時間	4月11日(月)～6月24日(金)				月火金×11週 正味29日間 概ね 1 日 7 時間
		事後指導	1 回 2 コマ 4 時間	7	1	金	6・7	●実習レポート&ノート→7月29日
	現職教員	事前指導	2 回 4 コマ 8 時間	① 4	15	金	6・7	
				② 4	23	土	3・4	→講義室別系統双方向システム(別教室)
		実習	164 時間	5月11日(木)～7月6日(水)				9 週 正味41時間 概ね 1 日 4 時間
		事後指導	2 回 4 コマ 8 時間	① 7	8	金	6・7	
				② 7	22	金	6・7	●実習レポート&ノート→8月12日

(出典：平成 28 年度北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会・実習運営協議会資料)

《必要な資料・データ等》

- 別添資料 3-3-1 平成 28 年度北海道教育大学教職大学院実習実施要領集
- 別添資料 3-3-2 学校課題俯瞰実習 実習ノート
- 別添資料 3-3-3 学校課題俯瞰実習 実習セミナー資料
- 別添資料 3-3-4 リーダー力育成基礎実習Ⅱ 実習ノート
- 別添資料 3-3-5 学校運営実習 実習ノート
- 別添資料 3-3-6 自己課題解決・検証実習 実習ノート
- 別添資料 3-3-7 学校課題解決・検証実習 実習ノート
- 別添資料 3-3-8 連携協力校一覧（平成 29 年度）
- 別添資料 3-3-9 北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会・実習運営協議会資料「教職大学院で
の実習について」
- 別添資料 3-3-10 「リーダー力育成基礎実習Ⅰ」にかかる免除について
- 別添資料 3-3-11 リーダー力育成基礎実習Ⅰ 代替課題レポート

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

ストレートマスター、現職教員学生で履修する実習を区分し、個々の学生の背景や経験・立場に応じた基礎的力量や協働遂行力の育成を図る実習を実施している。また、現職教員学生や連携協力校へ配慮し、各実習校と教職大学院の教員が面談等によりコミュニケーションを取っているほか、学生に対しても、実習ノートを用いた意識付けを行っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-4 レベルⅠ

○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

〔基準に係る状況〕

本学教職大学院では、履修科目として登録できる単位数に上限を設けており、1 年間で 32 単位としている。ただし、現職教員学生に関しては、学修への強い意欲があり、共通科目の修学内容はある程度、既に身につけていると想定され学習の負担が比較的少ないと考えられること、1 年間での修了を認めている教職大学院もあることを考慮し、1 年間の履修科目登録単位数の上限を 44 単位とし、2 年次に配当されている科目の一部を 1 年次に履修できることとしている（資料 3-4-①）。

また、本学教職大学院は 1 年間 4 クォーター制（1 クォーター約 2 ヶ月）を採用しており、共通科目及び選択科目の講義は 2 コマ連続で開講することを原則としている。さらに、現職教員学生が通常の業務をしながらの就学を可能とするため、共通科目及び選択科目は原則、夜間 1 科目（18 時から 2 コマ連続）と土曜 2 科目の開講としている（前掲別添資料 3-1-1）ほか、ゼミ形式の「事例研究」や「共通演習（マイオリジナルブック（MOB）の作成）」は現職教員学生の就学事情に配慮して、土日を含め昼間・夜間を問わず任意の時間が設定可能な「不定期」開講としている（資料 3-4-②）。加えて、各曜日に開講する科目の区分は全クォーターで共通にしており、必修科目の共通科目は火曜日・土曜日、選択科目の授業開発分野の科目は月曜日、学級経営・学校経営分野の科目は水曜日、生徒指導・教育相談分野の科目は木曜日と、各曜日に開講する科目を統一し、現職教員学生が計画的に履修可能なよう配慮している（別添資料 3-4-1）。これらの配慮の結果として、通常業務に就業したまま就学する現職教員学生が常時在学しており、収容定員 90 人に対して、過去 5 年間平均 19.2 人の現職就業教員学生が在学している（資料 3-4-③）。

学修を進める上での学生指導については、本学教職大学院は前述（基準 3-2）のとおり双方向遠隔授業シス

テムを利用し、各キャンパスを接続した授業を実施しているが、各キャンパス 1 人以上の教員が各科目を担当しており、各キャンパスに配置された教員が学習支援、助言、相談に対応する協働授業体制を実施している。同様に、学生指導・修学支援の時間となるオフィスアワーについても、全学の教員に配付されている「シラバス作成の手引き（前掲別添資料 3-2-2）」に基づき、開設する授業科目のシラバスにオフィスアワーの時間を明記している。また、学部学生を対象として教員に配付されている「学生指導教員サポートマニュアル（別添資料 3-4-2）」においてオフィスアワーを活用した学生との相談体制を説明しており、教職大学院でも同様にオフィスアワーでの学生への相談体制を整えている。オフィスアワー以外での相談の場としては、各学生に合わせた開講を可能としている「事例研究」「共通演習」の場でも学生に対する十分な個別指導が可能となっている。

学生が授業科目を履修するにあたっては、上記の指導のほか、学生便覧にコース別選択科目の履修モデルを掲載（前掲資料 3-1-④）しており、入学時に新入生オリエンテーションを実施し、教員からコース別の履修モデルのほか、カリキュラムや実習について説明している。オリエンテーションでの説明を踏まえ、各学生に指定された指導教員（研究者教員と実務家教員の協働協力指導体制）と学生とで履修計画を立て履修登録を行う。履修登録は 4 月（第 1・2 クォーター）と 10 月（第 3・4 クォーター）の 2 回実施しており、登録の各時期に指導教員は学生の履修科目を確認し「受講登録票」にサインしたものを学生が大学に提出する形をとっている。指導教員は大学教育情報システムを利用し、指導学生の履修状況及び単位修得状況をリアルタイムに確認できるようになっているほか、「事例研究」「共通演習」の授業の中で、修学上の相談に応じている。

各授業の円滑な運営のため、教育的配慮のもと北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項（別添資料 3-4-3）に基づき、ストレートマスター 2 年次の学生を中心に TA（ティーチング・アシスタント）を採用している（別添資料 3-4-4）。本学教職大学院の授業は双方向遠隔授業システムを活用していることから、TA は主としてシステムの機器操作（カメラ調整、送受信映像の選択等）を担っており、キャンパス間のスムーズな質疑応答や討論等ができるよう、事前に教員が研修を行った上で、業務に就いている。

資料 3-4-① 登録単位数の上限

オ 履修上の一般的留意事項

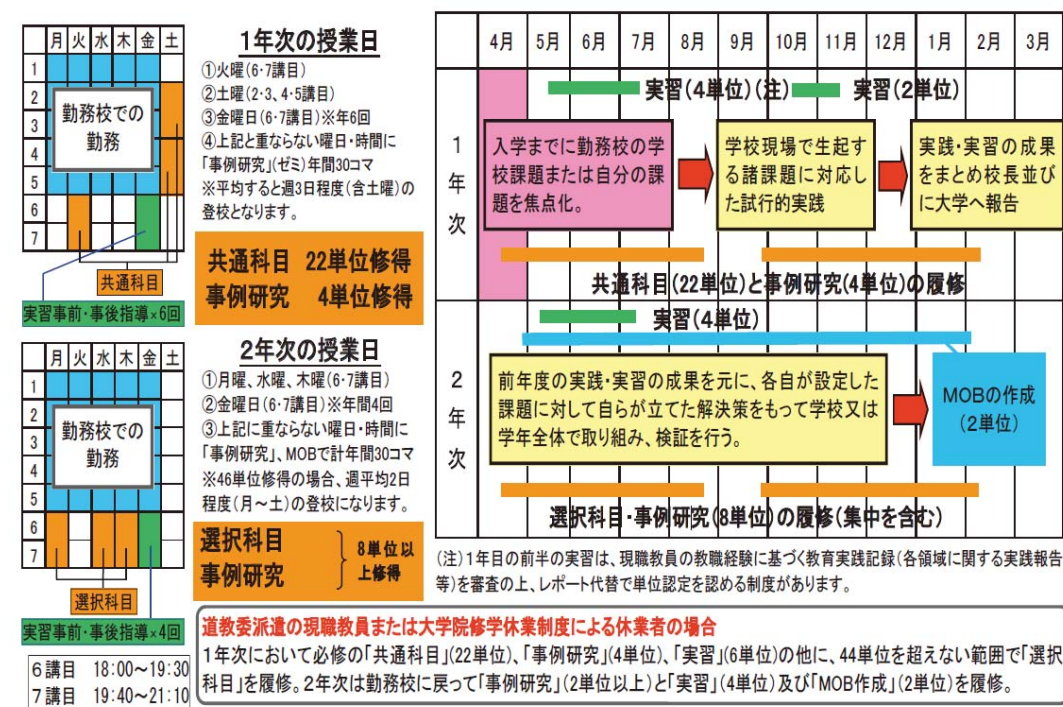
（中略）

（ウ） 授業は配当年次に従って履修してください。

1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、32 単位までです。ただし、現職教員は、配当年次にかかわらず授業を履修することができます。なお、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、44 単位までです。

（出典：平成 29 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻学生便覧）

資料 3-4-② 現職教員大学院生（通学）の場合の時間割と年間スケジュール例



(出典：教職大学院のご案内 2017)

資料 3-4-③ 現職就業教員学生の数

	M 1 院生数		M 2 院生数		計	
		うち現職就業教員数		うち現職就業教員数		うち現職就業教員数
平成25年度	47	12	51	9	98	21
平成26年度	48	12	47	13	95	25
平成27年度	43	9	49	9	92	18
平成28年度	35	8	43	8	78	16
平成29年度	40	8	36	8	76	16

現職就業教員…現職教員院生のうち、教育委員会からの派遣や休職して修学している者を除いた数

(出典：教務課資料)

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-4-1 主な履修例

別添資料 3-4-2 学生指導教員サポートマニュアル

別添資料 3-4-3 北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項

別添資料 3-4-4 TA 配置状況 (平成 28 年度)

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学教職大学院では、年間履修登録単位数に上限を設け、単位の実質化を図っているほか、現職就業教員学生、

教育委員会派遣等の現職教員学生、ストレートマスターの就学形態に配慮し、授業科目の開設日時を工夫し、特に現職教員学生が就業したままでの就学を可能としており、過去5年間平均 19.2 人の現職就業教員が在籍している。また、双方向遠隔授業システムを利用した授業を行っていることから、各キャンパスに担当教員や補助となる TA を配置し、円滑な授業運営に努めている。

学生の修学上の相談体制についても、オフィスアワーの活用に加えて、学生のニーズに合わせて開講する授業科目である「事例研究」「共通演習」の場で丁寧な個別指導・相談が行える体制を整備している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-5 レベル I

○ 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

〔基準に係る状況〕

本学教職大学院の成績評価基準及び修了認定基準は、北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則（別添資料 3-5-1）（以下、「履修規則」という。）に規定されており、修了に必要な単位数を 46 単位としている（資料 3-5-①）。各授業科目のシラバスは、「シラバス作成の手引き（前掲別添資料 3-2-2）」に基づき、「到達目標」や「成績評価」を明記している。シラバスは、大学教育情報システム (<https://syllabus.sap.hokkyodai.ac.jp/syl/faces/up/co/Com02401A.jsp>) で公開しているほか、履修学生に対しては各授業科目のオリエンテーションで説明している。

成績評価に際しては、履修規則に基づき、達成度に応じた成績評価を実施している。評価にあたっては、各キャンパスの授業担当教員間で共有化されている「到達目標」「成績評価」を踏まえ、研究者教員と実務家教員の授業担当者が連携・協議し、各キャンパスの履修者の評価を行い、単位認定を行っている。成績評価の妥当性を担保する措置として、北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項第3第5項「学生から、履修した授業科目の成績の評価についての申し立てがあった場合は、当該授業科目の担当教員は、速やかに成績の評価に用いた資料等の確認を行い、申し立てた学生に対して確認結果を通知しなければならない。」に基づき対応しているほか、すべての授業科目についてアンケート調査を実施している。

また、「共通演習」で作成するマイオリジナルブック（MOB）（前掲資料 3-1-⑥）を修士論文に代わるものとして課しており、2年間の学びの過程で蓄積された学生の学びを「仮説－実践－評価－改善」のサイクルを意識しつつ発展的に展開させ、本学教職大学院の学びを実践的な研究主題に沿って集大成するものとなっている。学生には MOB 発表会及び研究抄録への成果の掲載を課しており、MOB の単位認定が本学教職大学院における学びを総体的に評価する役割を担っている。

修了認定にあたっては、教職大学院カリキュラム委員会において対象学生の取得単位一覧表（別添資料 3-5-2）を作成・審査し、教職大学院教員会議の審議を経て、本学学則第 59 条第 2 項の規定（資料 3-5-②）に基づき、学長が教授会の意見を聴取の上、修了を認定している。

資料 3-5-① 成績評価基準及び修了認定基準

（修了に必要な単位数）

第3条 修士課程の修了に必要な単位数は、30 単位とし、専攻別科目区分による単位は、次のとおりとする。

（中略）

2 専門職学位課程の修了に必要な単位数は、46 単位とし、科目別区分による単位は、次のとおりとする。

専 攻		高度教職実践
科目及び 単 位 数	共通科目	2 2
	分野別選択科目	1 2
	学校における実習	1 0
	共通演習	2

	4 6
(中略)	
(成績の評価)	
第9条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、D及びFの5段階により評価し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。	
2 前項の評価の方法は、別表第1のとおりとする。	
3 他の大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目の成績の評価は、別表第2のとおりとする。	
(中略)	
別表第1（第9条関係）	
成績の評価	評価の内容
A	特に優秀な成績
B	優れた成績
C	標準的な成績
D	合格と認められる最低の成績
F	不合格
F*	不合格（再試験を認める場合）
I	履修未完了
P	成績評価の延期
注1 「F*」は、試験の結果、やや学修が及ばず不合格になった科目について、再試験を認める場合の評価を示す。次学期に再試験登録を行うことにより、授業への出席を要せず授業担当教員の指定する試験等（課題の提出等を含む。）の結果に基づき、D又はFの評価を行う。 2 「I」は、授業期間外に行われる実習、集中講義、不定期講義及び補講等により、成績評価期限までに成績の評価ができない科目を示す。 3 「P」は、現職教員等の社会人の履修科目及び教育実践研究で成績評価期限までに成績の評価ができない科目を示す。 4 「F*」、「I」及び「P」の成績評価は、次学期の成績提出期限までに行う。なお、現職教員等の社会人の履修科目及び教育実践研究に限り、やむを得ない場合は、「P」の再評価を認める。 5 成績証明書の評語は、A及びBを優、Cを良、Dを可として表記する。	
(出典：北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則)	

資料3-5-② 修了の認定

(専門職学位課程の修了)

第59条 専門職学位課程の修了には、第42条に規定する修業年限以上在学し、第49条の規定による授業科目について46単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、教授会の意見を聴取の上、専門職学位課程の修了を認定する。

(出典：北海道教育大学学則)

《必要な資料・データ等》

別添資料3-5-1 北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則

別添資料3-5-2 平成27年度（3月期）大学院教育学研究科高度教職実践専攻修了認定資料

(基準の達成状況についての自己評価：A)

各科目の成績評価基準・方法は全教員に配付された「シラバス作成の手引き」に基づきシラバスに掲載され、学生に明示されている。また、成績評価と修了認定は、学則・履修規則に基づき実施され、教授会の意見を聴いた上で、学長が修了を認定している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

○ ICT を活用したアクティブラーニング

本学教職大学院の講義は、双方向遠隔授業システムを利用して実施しており、各キャンパスに1人以上の教員を配置し、各キャンパス間で双方向の質疑応答、討議を行っている。教員の配置にあたっては、研究者教員と実務家教員を配置し、理論と実践の往還が授業の中で可能なようにしている。

○ マイオリジナルブック（MOB）の作成

本学教職大学院では修士論文の作成を課していないが、「共通演習」としてマイオリジナルブック（MOB）の作成を課している。大学院在学中に3段階を経て、教職大学院における2年間の学びの過程で蓄積された学生の学びを「仮説－実践－評価－改善」のサイクルを意識しつつ発展的に展開させ、実践的な研究主題に沿った集大成となっている。学生にはMOB発表会及び研究抄録への成果の掲載を課しており、MOBの単位認定が本学教職大学院における学びを総体的に評価する役割を担っている。

○ 学生の背景や経験・立場に応じた実習の設定と実習校との連絡調整

本学教職大学院の実習は、ストレートマスターと現職教員学生（教育委員会からの派遣教員とそれ以外の教員）で区別して実施しており、各学生の持つ背景や経験・立場に応じた基礎的力量や協働遂行力の育成を図っている。実習に係る事前・事後指導、実習中に行う中間指導、セミナーは全教員が担当し学生の指導に当たっていることに加え、連携協力校や現職教員学生の勤務校の校長とコミュニケーションをとり、円滑で効果的な実習の実施に努めている。また、連携協力校の校長や担当者、教育委員会や校長会が参加する北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会及び実習運営協議会を開催し、実習の趣旨・目的・実施方法・内容評価等について、理解を深めている。

○ 現職教員が修学可能なカリキュラム編成

学生のニーズに応じて日時設定が可能な科目「事例研究」「共通演習」を設定しているほか、原則として講義の夜間・土曜日開講、曜日によって開設科目の区分を設定するなどの工夫をすることで、現職教員が就業したまま修学が可能なカリキュラムを編成している。平成25年度以降、収容定員90人に対して平均19.2人の現職教員が就業したまま、修学している。

基準領域 4 学習成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1 レベル I

○ 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

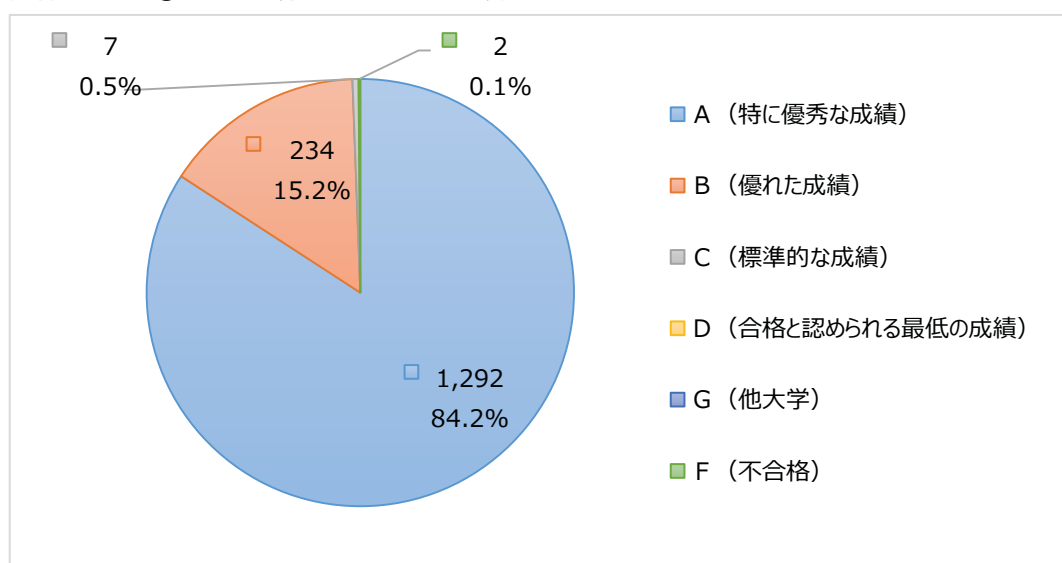
本学の成績評価は「A, B, C, D, F」の5段階評価であり、D以上の評価を合格とし単位を認定している。平成 28 年度の教職大学院の単位修得状況は、全開講科目で平均 99.9%であり、「特に優秀な成績」である A の割合は 84.2%である（資料 4-1-①）。また、入学者の休学、退学、修了の状況は、平成 24 年度以降の 4 年間で標準修業年限（2 年）修了者数が 177 人（95.2%）で標準修業年限超過修了者数は 5 人（2.7%）であり、休学者数 1 人（0.5%）、退学者数 4 人（2.2%）である（資料 4-1-②）。また、ストレートマスターの修了者のほぼ全員が所有免許状のすべてを専修免許状としている（資料 4-1-③）。

学生の学習成果・効果を把握するため、授業評価アンケートを各セメスター終了時にすべての授業で実施している。学生自身に学習成果及び効果を評価させており、アンケート結果から各授業の学生の理解度等を把握している（資料 4-1-④）。授業の目標達成度や理解度、実践的研究課題への意欲が高まったか等の問いに対して「全くそう思う」「概ねそう思う」との回答がいずれも 80%を超えている。また、アンケートの結果は、全教員で共有し授業改善に役立てている。

修了者の進路の状況については、就職志望者のほとんどが教員への就職を希望しており、平成 24 年度以降、就職率は 90%を上回っており、教員就職希望者計 112 人のうち 111 人（99.1%）が教員として就職している（資料 4-1-⑤）。

本学教職大学院の学びの総まとめとして課している「共通演習」において、マイオリジナルブック（MOB）の作成を課しており、学生の研究課題と実践を「研究抄録」としてまとめている（別添資料 4-1-1）。学生の研究テーマの多くは本学教職大学院の目的である「授業実践力」「学級・学校経営力」「生徒指導力」「教育相談力」「協働遂行力」「地域教育連携力」を含むもの（別添資料 4-1-2）となっており、現在の学校課題に実践的な立場から取り組み、成果を挙げている。

資料 4-1-① 単位修得状況（平成 28 年度）



(出典：教務課資料)

資料４－１－② 休学，退学，修了の状況

() 内は現職教員数を内数で示す

入学年度	入学者数	休学者数	退学者数	標準修業年限（２年） 修了者数	標準修業年限（２年） 超過修了者数
平成24年度	48人 (22人)	0人 (0人)	2人 (0人)	43人 (21人)	3人 (1人)
平成25年度	47人 (24人)	0人 (0人)	1人 (1人)	45人 (22人)	1人 (1人)
平成26年度	48人 (25人)	0人 (0人)	1人 (0人)	47人 (25人)	0人 (0人)
平成27年度	43人 (20人)	1人 (1人)	0人 (0人)	42人 (19人)	1人 (1人)
計	186人 (91人)	1人 (1人)	4人 (1人)	177人 (87人)	5人 (3人)
入学者に対する 過去４年間の割合		0.5% (1.1%)	2.2% (1.1%)	95.2% (95.6%)	2.7% (3.3%)

(出典：教務課資料)

資料４－１－③ ストレートマスター教育職員免許状（専修免許状）取得状況

平成25年３月修了

「合計」の（ ）内は取得実人数を示す

	修了者数	小学校 専修	中学校 専修	高等学校 専修	特別支援 専修	幼稚園 専修	養護教諭 専修	合計
札幌キャンパス	13人	9人	11人	9人	0人	0人	0人	29人 (13人)
旭川キャンパス	6人	4人	5人	6人	0人	0人	0人	15人 (6人)
釧路キャンパス	6人	6人	3人	2人	0人	0人	0人	11人 (6人)
計	25人	19人	19人	17人	0人	0人	0人	55人 (25人)

平成26年３月修了

「合計」の（ ）内は取得実人数を示す

	修了者数	小学校 専修	中学校 専修	高等学校 専修	特別支援 専修	幼稚園 専修	養護教諭 専修	合計
札幌キャンパス	12人	9人	11人	9人	0人	1人	1人	31人 (12人)
旭川キャンパス	7人	5人	6人	8人	0人	0人	0人	19人 (7人)
釧路キャンパス	3人	3人	2人	2人	0人	0人	0人	7人 (3人)
計	22人	17人	19人	19人	0人	1人	1人	57人 (22人)

平成27年３月修了

「合計」の（ ）内は取得実人数を示す

	修了者数	小学校 専修	中学校 専修	高等学校 専修	特別支援 専修	幼稚園 専修	養護教諭 専修	合計
札幌キャンパス	19人	7人	17人	13人	0人	0人	0人	37人 (16人)
旭川キャンパス	3人	0人	3人	4人	0人	0人	0人	7人 (3人)
釧路キャンパス	2人	2人	1人	1人	0人	0人	0人	4人 (2人)
計	24人	9人	21人	18人	0人	0人	0人	48人 (21人)

平成28年３月修了

「合計」の（ ）内は取得実人数を示す

	修了者数	小学校 専修	中学校 専修	高等学校 専修	特別支援 専修	幼稚園 専修	養護教諭 専修	合計
札幌キャンパス	14人	13人	13人	14人	0人	1人	0人	41人 (14人)
旭川キャンパス	4人	3人	3人	3人	0人	3人	0人	12人 (4人)
釧路キャンパス	4人	3人	4人	4人	0人	0人	0人	11人 (4人)
計	22人	19人	20人	21人	0人	4人	0人	64人 (22人)

平成29年3月修了

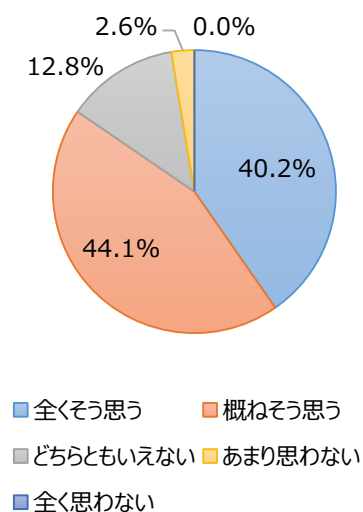
「合計」の（ ）内は取得実人数を示す

	修了者数	小学校 専修	中学校 専修	高等学校 専修	特別支援 専修	幼稚園 専修	養護教諭 専修	合計
札幌キャンパス	15人	12人	13人	16人	0人	1人	0人	42人 (15人)
旭川キャンパス	5人	5人	5人	6人	0人	0人	0人	16人 (5人)
釧路キャンパス	3人	3人	3人	3人	0人	0人	0人	9人 (3人)
計	23人	20人	21人	25人	0人	1人	0人	67人 (23人)

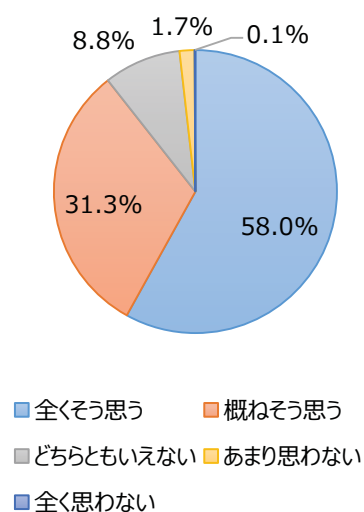
(出典：教務課資料)

資料４－１－④ 授業評価アンケート結果（平成27年度）

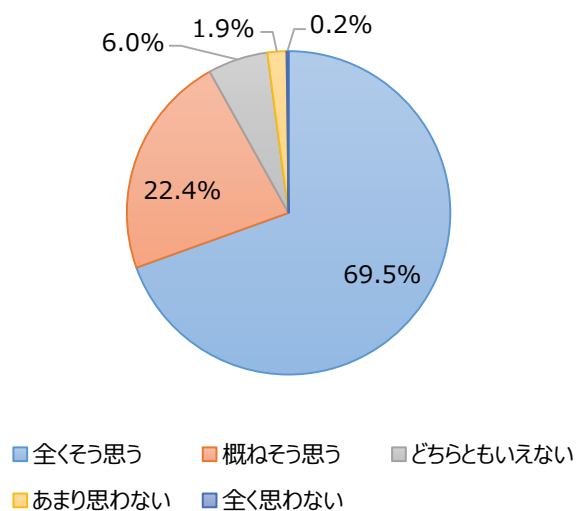
シラバスに示された授業の目標が達成できた。



今回の講義はよく理解できた。



この授業を受けて、実践的研究課題への意欲が高まった。



(出典：教務課資料)

資料 4-1-⑤ 修了生就職状況

() 内は臨時等の採用者で内数を示す

修了年月	修了者数	① 就職志望者数 (a)+(b)	うち、教 員就職 志望者 数 (a)	うち、公 務員・民 間就職 志望者 数(b)	教員就職者内訳						② 教員就職者 (A)～(F) の合計	③ 公務員・民間 就職者	④ 就職者数 (②+③)	就職率 (④就職者数/ ①就職志望者 数)
					公立小学校 (A)	公立中学校 (B)	公立高等学 校 (C)	私立学校 (小・中・ 高) (D)	その他の学 校 (E)	養護教諭 (F)				
平成25年3月	44人	23人	22人	1人	14人 (4人)	5人	2人	0人	1人 (1人)	0人	22人 (5人)	1人 (1人)	23人 (6人)	100.00%
平成26年3月	44人	23人	23人	0人	12人 (2人)	8人 (3人)	1人	0人	1人 (1人)	0人	22人 (6人)	0人	22人 (6人)	95.65%
平成27年3月	48人	24人	22人	2人	8人 (1人)	11人 (4人)	2人 (2人)	0人	1人 (0人)	0人	22人 (7人)	0人	22人 (7人)	91.67%
平成28年3月	48人	23人	22人	1人	13人 (2人)	8人 (3人)	0人	1人	0人	0人	22人 (5人)	1人 (1人)	23人 (6人)	100.00%
平成29年3月	42人	23人	23人	0人	15人 (3人)	7人 (2人)	0人	1人 (1人)	0人	0人	23人 (6人)	0人	23人 (6人)	100.00%

(出典：キャリアセンター室資料)

《必要な資料・データ等》

別添資料 4-1-1 平成 27 年度高度教職実践専攻高度教職実践専修研究抄録第 7 号

別添資料 4-1-2 マイオリジナルブック (MOB) テーマ一覧 (抜粋)

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学教職大学院における平成 28 年度の単位修得状況は 99.9%であり、「特に優秀な成績」である「A」は 84.2%を占める。また、授業終了後に実施するアンケート調査の結果からも、授業の到達目標の達成度や授業の理解度、実践研究への意欲の高まりに対して、80%超が高い評価を得ていることがわかる。教職大学院での学修の成果として、ストレートマスターの就職率も高い数値となっており、教員就職希望者 112 人のうち 111 人 (99.1%) が教員として就職している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 4-2 レベル I

○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

[基準に係る状況]

本学学則第 40 条第 2 項第 5 号 (前掲資料 1-1-①) に定める本学教職大学院の目的である「学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成」の成果として、平成 28 年 3 月時点で全修了生 284 人のうち、校長に 2 人、副校長・教頭に 15 人、教育委員会等勤務 (指導主事等) に 15 人が就任しており (別添資料 4-2-1)、修了生が学校現場に本学教職大学院での学修の成果を還元しており、本学教職大学院での人材育成が教育委員会から評価されていることが分かる。また、北海道内の小学校に勤務しながら文部科学省全国学力調査分析委員に任ぜられた者や本学の教員となった者もいる。

学則第 40 条に定める目的のうち「授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材」の養成についても、教職大学院学生支援委員会が実施した修了生全員を対象とした勤務先や役職等の調査結果 (資料 4-2-①) から、これらの諸力を備えた人材として活躍していることが分かる。

修了して 1 年以上経過した修了生に対しては、報告の場として「教育実践交流会 (別添資料 4-2-2, 4-

2－3)」を毎年開催しており、「教職大学院での学びと教育実践」をテーマに、修了生による報告及び教育委員会等関係者による講演等を実施している。修了生からは、勤務校等での課題への対応に教職大学院での学びが生かされ、その成果が報告されている。また、現職教員修了生による管理職や教育委員会の指導主事としての後進の指導や、ストレートマスター修了生による授業公開や研究報告会等の取組、現職教員・ストレートマスター修了生ともに、各種研究会・学会での報告や論文発表（資料4－2－①）（別添資料4－2－4）から、本学教職大学院での学びの成果を学校・社会に還元していることがわかる。

また、長期的な観点からの修了生の大学院での学びの成果を確認するため、平成29年2月から全修了生を対象としたアンケート調査を実施し、教職大学院での学びを質・量の面から確認する作業を開始している。

資料4－2－① 修了生の勤務先での活動状況

勤務校においては、管理職をはじめ、特別支援コーディネーターや、教務主任、主幹教諭、教務部長などの役目を担っている。

管理職の活躍の一端として、大学院在籍当時は札幌の附属中学校主幹教諭の立場で研究を重ね、その後、公立の学校で勤務し、本学附属中学校副校長として着任している（札幌校2期生現職）。学校長のもと、本大学院ストレートマスター1年次の学校課題俯瞰実習の全体を組織・運営にあたり、教職大学院での院生の教育方針を良く理解したうえで、後進を育てるための「学校経営力」を備えていることの証である。

大学院での実践的研究の内容・方法を土台にしながら、地域や勤務校での研究課題等に即した研究を学会等で報告しており（釧路校5期生現職、札幌校3期生現職、札幌校5期生ストレート）、「授業実践力」「協働遂行力」「地域教育連携力」等を備えた人材として育ってきている。また、その際、大学院教員と共同で報告する場合もみられ、修了生へのフォローの一端となっている。

MOBの授業実践の取り組み等を学会査読論文として整理・公開しており（札幌校6期生現職等）、大学院を通していっそう形成された「授業実践力」の更なる継続・発展が見込まれる。

教職大学院の講義に勤務校での実践課題等について報告することで、授業に協力し（札幌校3期生現職、札幌校3期生現職）、後進を育てるべく自らのMOBの振り返りや修了後の勤務校での課題につなげる姿勢など、「授業実践力」や「生徒指導力」「協働遂行力」の充実・発展が確認できる。

教職大学院研究紀要・本学研究紀要への実践報告等の投稿（旭川校7期生現職、札幌校3期生現職（共著）、釧路校2期生ストレート（共著）、釧路校5期生現職（単著・共著）等）から、それぞれの内容に応じて大学院でのMOBの振り返りをはじめ、「授業実践力」「協働遂行力」「地域教育連携力」等を備えた人材として育っていることが示されている。

勤務校の研究会での授業公開（札幌校3期生ストレート、札幌校3期生現職等）は、「授業実践力」の維持・発展の一端を示しており、かつ、大学院教員にも案内が届けられることもあり、その場で院生の成長をみてとることができ、修了生のフォローアップの一形態となっている。

日本教職大学院協会主催の研究大会におけるポスターセッション発表「教職大学院における教育研究の成果」（毎年）および「実践研究成果発表フォーラム」（数年に1度）は、MOBの振り返り（意義）と修了後の勤務校での実践につなげるなどの取組が報告されている。この報告の準備には、必ず、担当した大学院教員がサポートもしくは共同で取り組んでおり、大学院での成果を振り返りそれを維持・発展させる契機となっている。

修了生の企画・運営による研究会を始動（札幌校 7 期生研究委員会主催「第 1 回 理論と実践の往還を可能にする教育実践研究会」）し、様々な教師としての力の維持・発展はもとより、修了生とともに課題に向き合おうとする「協働遂行力」の大きなアップがみてとれる。この案内もまた、大学院教員に届き、可能な範囲でフォローを行っている。

（出典：教職大学院学生支援委員会の調査から作成）

《必要な資料・データ等》

別添資料 4-2-1 修了生データ

別添資料 4-2-2 平成 28 年度 教育実践交流会 実施要領

別添資料 4-2-3 平成 28 年度 教育実践交流会 シンポジウム資料

別添資料 4-2-4 修了生研究活動リスト

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本学教職大学院の修了生について、管理職や教育委員会指導主事等に就任する事例が見られ、また、ストレートマスター修了生についても授業公開や学会発表等の研究成果を学校・社会に還元している。本学教職大学院は修了後 1 年以上を経過した修了生に対して、「教育実践交流会」での実践研究報告を求めるなど、修了後の活躍を把握する体制を整えており、その報告からも教職大学院での学びの成果が報告されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

○ 単位修得状況

教職大学院での学修の成果として、平成 28 年度は全開講科目で 99.9%が単位を修得しており、「特に優れた成績」である「A」は 84.2%、「優れた成績」である「B」は 15.2%で 99.4%が A 又は B の評価を受けている。

○ 「教育実践交流会」での修了生の活動報告の実施

毎年、修了後 1 年以上を経過した修了生から修了後の実践研究報告を行う「教育実践交流会」を開催している。修了生からの実践研究報告のほか、教育委員会関係者による講演も実施し、修了生が教職大学院での学びを振り返り、更なる実践や研修の企画に取り組むことにつながっている。

基準領域 5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準 5-1 レベル I

○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の学生には、前述のとおり、研究者教員と実務家教員による協働体制に基づき、指導教員として主担当教員と副担当教員を指定・配置し、在学期間中を通じて学生からの学修や修学状況等の種々の相談・支援を個別に行う体制をとっている。特に授業科目「事例研究」や実習期間中に実施される「セミナー」において、ストレートマスターの自己発達課題や実習で獲得した知見・疑問・課題等や現職教員学生の勤務校での教育実践に根ざした課題等を取り上げ、個別の学習支援が行える体制となっている。学生に係る情報については、各キャンパスで実施している「打合せ」（月 2 回）で共有されている。何らかの支援を必要とする学生がいた場合には、教職大学院学生支援委員会で適切な支援についての協議を行った後、教職大学院長及び各校に置かれた教職大学院長補佐に報告し、教職大学院としての支援が可能な体制を整えている。

キャリア支援に関しては、全学的な支援体制として北海道教育大学キャリアセンターが設置されており（別添資料 5-1-1）、札幌校においてはキャリアセンター室、各キャンパスにおいてはキャンパスのセンター及び学務グループと連携・協力し、教員採用候補者選考検査等への対策、全学的なキャリア講座・就職ガイダンス、インターンシップ、就職に関する広報活動等の業務を行い、学生を支援している。また、各キャンパスに就職・進路指導担当の職員を配置し、学生の相談に応じている。ストレートマスターについては、キャリアセンター主催の説明会や講習のほか、教職大学院独自の取組を行っており、実務家教員が中心となって、自己推薦書の添削や集団・個人面接の指導、模擬授業の指導を、オフィスアワー等を利用して実施している。また、実習科目である「学校課題俯瞰実習」等を通じて、主担当・副担当教員による個別指導を実施している。現職教員学生についても同様に、実践の中から生まれる疑問に応えるため、主担当・副担当教員による指導を通じて、特に研究者教員からの理論の提供に重点を置いた指導を実施している。

特別な支援を必要とする学生に対しては、指導教員による個別対応に加えて、特別支援教育を専門とする教員や実務経験が豊富な教員が連携して対応に当たっている。具体的には、1 年次に抑鬱症状を訴えた学生に対して臨床心理士資格を持つ教員が、当該学生が修了するまでの間、週 1 回のカウンセリングによる支援を実施しており、当該学生は回復し、修了後教諭として勤務している。

ハラスメント等の防止については、北海道教育大学における人権侵害の防止等に関する規則（別添資料 5-1-2）に基づき、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の人権侵害を防止するための人権委員会が設置されている。人権委員会の下には人権相談員が各キャンパスに置かれ、相談に応じる体制となっているほか、指導教員や他の教員への相談も可能であり、各校に置かれている保健管理センターでも相談に応じている。

学生のメンタルヘルス支援については、各校に置かれている保健管理センターが中心となって学生の相談に応じているほか、前述のとおり、臨床心理士資格を持つ教職大学院教員が個別にカウンセリング等を実施し、対応に当たっている事例がある。

《必要な資料・データ等》

別添資料 5-1-1 北海道教育大学キャリアセンター規則

別添資料 5-1-2 北海道教育大学における人権侵害の防止等に関する規則

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学教職大学院における各種学生支援は、学生に指定されている主担当・副担当の指導教員が個別に対応することを原則としており、必要に応じて、打合会を通して教職大学院全体で情報を共有している。個別の対応は授業科目「事例研究」等を通じて行っており、場合によっては、有資格者によるカウンセリング等を実施している。また、これら指導教員の個別対応に加えて、全学で体制を整備しているキャリアセンターや保健管理センター、人権相談員等を通じた相談が可能な体制を整えている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 5－2 レベルⅡ

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

本学では、北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（別添資料 5－2－1）及び北海道教育大学入学料及び授業料免除等選考基準（別添資料 5－2－2）に基づき、入学料や授業料の免除を実施している。

学生の入学料の免除は、北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則第 4 条（資料 5－2－①）に基づき、全学の学生支援委員会で審査の後、決定される。授業料の免除については、当該規則第 11 条（資料 5－2－②）に基づき、全学の学生支援委員会での審査の後、全額又は半額の免除が決定される。この規定に基づき、平成 25 年度～平成 28 年度の 4 年間で、入学料免除計 84 人（うち現職教員学生 73 人）、授業料免除計 125 人（全額免除 28 人、半額免除 82 人、一部免除 15 人）を実施している（資料 5－2－③）。

上記の授業料・入学料免除による支援のほか、本学基金による育英事業を実施（別添資料 5－2－3）しており、教員を志望する 2 年次のストレートマスターのうち成績優秀者に対して、平成 25 年度～平成 28 年度の 4 年間で、計 22 人に対して、410 万円の奨学金を給付している。また、日本学生支援機構の奨学金による経済支援についても学部学生や修士課程の学生と同様、実施している。

このほか、基準 3－4 で前述のとおり、教育的配慮の下で学生を教育補助業務に就かせているティーチング・アシスタント（TA）の制度も経済的支援の一つとなっている。

資料 5－2－① 入学料の免除

(大学院の免除対象者)

第 4 条 大学院に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）で、入学料の免除の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学時に学校又は教育委員会、教育研究所及びその他これらに準ずる教育関係機関に在職する者で次のいずれかに該当する者

ア 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園及び特別支援学校に教員として在職している者（臨時採用、非常勤講師及び時間講師等期限付き採用の者は除く。）

イ 教育委員会、教育研究所及びその他これらに準ずる教育関係機関に在職している者で、前号に規定する教員として勤務した期間が通算で 3 年以上ある者

- 2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者は、免除の対象とすることができる。

(免除の額)

第 5 条 入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(出典：北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則)

資料 5－2－② 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第 11 条 学部、大学院及び別科の学生（科目等履修生、研究生等を除く。以下「学生」という。）が経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、その授業料を免除することができる。

2 前項に定める授業料の免除は、学則第 11 条に規定する前期又は後期（以下「各期」という。）ごとに許可するものとし、免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

3 第 1 項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、前期分については 4 月 20 日までに、後期分については 10 月 20 日までに、第 6 条各号に規定する書類を、キャンパス長等を経て、学長に提出しなければならない。

（出典：北海道教育大学授業料等免除及び猶予の取扱いに関する規則）

資料 5－2－③ 授業料・入学料免除実績（平成 25～平成 28 年度）

単位：人

			申請者数	全額免除 許可者	半額免除 許可者	一部免除 許可者	免除者 計	不許可者
平成25年度	入学料免除		25 (21)	21 (21)	2 (0)		23 (21)	2 (0)
	授業料免除	前期	12	3	8	0	11	1
		後期	15	2	11		13	2
平成26年度	入学料免除		23 (18)	18 (18)	4 (0)		22 (18)	1 (0)
	授業料免除	前期	13	2	11	0	13	0
		後期	17	2	14		16	1
平成27年度	入学料免除		26 (17)	17 (17)	2 (0)		19 (17)	7 (0)
	授業料免除	前期	26	1	8	7	16	10
		後期	29	9	10		19	10
平成28年度	入学料免除		21 (17)	17 (17)	3 (0)		20 (17)	1 (0)
	授業料免除	前期	20	7	2	8	17	3
		後期	27	2	18		20	7
計	入学料免除		95 (73)	73 (73)	11 (0)		84 (73)	11 (0)
	授業料免除		159	28	82	15	125	34

（ ）内は現職教員学生の数を示す

（出典：教務課資料）

《必要な資料・データ等》

別添資料 5－2－1 北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

別添資料 5－2－2 北海道教育大学入学料及び授業料免除等選考基準

別添資料 5－2－3 国立大学法人北海道教育大学基金規程

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

本学では、北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則に基づく、授業料・入学料の免除を実施しており、特に現職教員学生に対する経済的支援として、平成 25 年度～平成 28 年度の 4 年間で申請のあった 73 人全員に対して入学料の全額免除を実施している。このほか、ストレートマスターを対象とした北海道教育大学基金による育英事業として奨学金の給付の実施や、日本学生支援機構奨学金による支援、TA 採用による経済的支援を実施している。

以上のことから、充実した取組活動となっていると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

○ 指導教員（主担当・副担当）を通じた学生支援

授業科目「事例研究」や各種実習科目中に実施される「セミナー」での指導を通じて、学生の課題意識に応じた指導を実施しており、学修状況に応じた個別指導やキャリア支援を日常的に実施している。指導教員を通じて個別指導を実施する中で、メンタルヘルスに問題を抱えた学生への支援も実施しており、臨床心理士資格を持つ教員によるカウンセリング等が可能となっている。

○ 現職教員学生に対する経済的支援

北海道教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則第4条第1項第2号に現職教員学生の入学料免除を明記しており、平成25年度～平成28年度の4年間で、申請のあった現職教員学生73人全員の入学料免除を実施している。

基準領域 6 教員組織

1 基準ごとの分析

基準 6-1 レベル I

○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

「高度な専門的能力及び実践力を持った教員を養成する」という本学教職大学院の教育目標を実現するため、「教員組織の編成と考え方」(資料 6-1-①)に基づき、担当領域について専門的な研究業績を持つ研究者教員と、学校現場・教育行政に深い経験を有する実務家教員を配置している。北海道の広大なエリアをカバーするため、札幌、旭川、釧路、函館の 4 キャンパスに設置し、十分な教育活動を推進するため、研究者教員 13 人(教授 4 人、准教授 9 人)、実務家教員 12 人(教授 4 人、特任教授 8 人)を配置している。これは、「専門職大学院に関し必要な事項を定める件(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)」第 1 条第 1 項に規定される必要専任教員数 11 人以上の指導体制となっている。

本学教職大学院では、教育内容を「学級経営・学校経営」、「生徒指導・教育相談」、「授業開発」という 3 つの専門分野から構成していることを踏まえ、各専門分野において、研究者教員と実務家教員が協働で授業を担当するとともに、学生指導においても協働し、理論と実践を往還する学びを追求するため、教員を各専門分野に配置している(資料 6-1-②)。担当教員はすべて専門分野に関する高度な教育上の指導能力があると認められる教員(基礎データ 3 参照)であり、専任教員の教育上及び研究上の業績等や教育上の経歴・経験及び指導能力を示す情報は、「北海道教育大学研究業績システムに関する要項」に基づき「北海道教育大学研究者総覧(<http://kensoran.hokkyodai.ac.jp/huehp/KgApp>)」により公表している。

本学教職大学院の専任教員 25 人のうち、実務家教員を 12 人配置しており、「専門職大学院に関し必要な事項を定める件(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)」第 2 条第 5 項に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員の必要人数 4 割以上に相当する 48%となっている。また、全員が実務経験 20 年以上で、小、中、特別支援学校の校長、教育行政の管理職経験を有しており、各キャンパスに研究者教員と実務家教員を配置している(資料 6-1-③)。

本学教職大学院では、共通に開設すべき 5 領域と特別支援教育に関する領域を合わせた 6 領域 12 科目(前掲資料 3-1-⑤)を教育上のコアとなる授業科目と設定し、主担当の教員はすべて専任の教授又は准教授を配置し、副担当についても専任の教授又は准教授を配置することを原則としている。(資料 6-1-④)。各授業科目に研究者教員及び実務家教員の両方を配置することにより、その授業内について研究者教員が主に先行研究・実践という観点からその位置づけを行い、実務家教員が主に実務の観点から指導・助言することによって、理論と実践の往還を行っている。また、各キャンパスに研究者教員と実務家教員を配置することにより、各学生の指導教員として、在学期間を通して教育全般に責任を持つ研究者教員と、学校における実践的指導に関する授業や実習に関わって連携協力校を巡回しながら指導・助言に当たる実務家教員を充てることが可能となっている。

実務家教員については、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との連携により、人材の確保を行っており、基本的に学校現場の経験を積んだ退職校長を任期付きの特任教授として、実務経験の豊富な実務家教員を採用しているほか、教育委員会との協定に基づく人事交流による採用も行っている。

資料 6-1-① 教員組織の編成と考え方

<教員組織の編成にあたっては、以下の方針を基本とする。>

1. 開設する授業科目にふさわしい専門分野の研究者教員と実務家教員を配置する。
2. 効果的な授業を展開するために、臨床教育学、教育学、発達心理学、生徒指導・教育相談、心身相談、教科教育学、特別支援教育、倫理学の専門的研究者を配置する。専門的研究者もできる限り学校現場の経験を持つ者を配置する。

3. 指導主事や教育行政経験者を実務家教員として配置するとともに、豊富な経験を持つ教員経験者を専任教員として配置する。
4. 共通科目を基本とすることから、6領域のすべての科目に専任教員を主担当者として配置する。
5. 3コースを設置することから、各コースに研究者教員と実務家教員をバランスよく配置する。
6. すべての授業において理論と実践の往還を実現することから、研究者教員と実務家教員が協働して授業を行う配置とする。
7. 講義は原則として双方向遠隔授業システムを使用し、3キャンパス同時に進行することから、すべての授業に各キャンパスの担当教員を配置する。
8. 「学校における実習」についても充実した指導体制をとることができる教員配置とする。

（出典：北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）の設置の趣旨及び必要性を記載した書類）

資料 6－1－② 各分野の指導体制

平成29年5月1日 現在

	教授		准教授		特任教授	小計		合計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
学級経営・学校経営分野	2人	1人	1人	0人	4人	3人	5人	8人
生徒指導・教育相談分野	1人	1人	3人	0人	3人	4人	4人	8人
授業開発分野	1人	2人	5人	0人	1人	6人	3人	9人
合計	4人	4人	9人	0人	8人	13人	12人	25人

（出典：教務課資料）

資料 6－1－③ 教職大学院専任教員配置状況

平成29年5月1日 現在

	教授		准教授		特任教授	小計		合計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
札幌校	2人	1人	4人	0人	2人	6人	3人	9人
旭川校	0人	2人	3人	0人	1人	3人	3人	6人
釧路校	1人	1人	1人	0人	2人	2人	3人	5人
函館校	1人	0人	1人	0人	3人	2人	3人	5人
合計	4人	4人	9人	0人	8人	13人	12人	25人

（出典：教務課資料）

資料 6-1-④ 共通科目授業担当状況

共通科目授業名	必修・選択別	札幌校	旭川校	釧路校	函館校
学校教育の課題と教員	必修	教授（実）	○ 教授（実）	特任教授（実）	特任教授（実）
これからの時代の学校教育の在り方	必修	特任教授（実）	○ 教授（実）	特任教授（実）	兼任
総合学習のためのカリキュラム開発	必修	准教授（研）	○ 准教授（研）	准教授（研）	兼任
教育課程を創る	必修	教授（実） 准教授（研） 兼任	○ 教授（実）	特任教授（実） 兼任	兼任
教科教育の実践と課題	必修	○ 教授（実） 准教授（研） 兼任	教授（実）	准教授（研）	准教授（研）
教科等の実践的指導力の形成	必修	准教授（研）	准教授（研）	○ 准教授（研）	兼任
生徒指導の意義と今日的課題	必修	准教授（研） 兼担	○ 准教授（研）	教授（実）	特任教授（実）
児童生徒理解とその指導方法	必修	准教授（研） 兼担	特任教授（実）	○ 教授（研）	特任教授（実）
「生きる力」を育む学級・学年経営の実 践と課題	必修	特任教授（実）	○ 准教授（研）	兼任	兼任
特色ある学校づくりと組織の活性化を図 る学校経営の実践と課題	必修	特任教授（実）	准教授（研）	○ 特任教授（実）	兼任
共通 5 領域における実践力の育成	選択	准教授（研）	教授（実）	○ 准教授（研）	教授（研）
特別支援教育の理解と対応	必修	○ 教授（研）	兼任	教授（実）	兼任

注) 「(研)」は研究者教員, 「(実)」は実務家教員を示す。
「○」は主担当教員を示す。

(出典: 教務課資料)

《必要な資料・データ等》

該当なし

(基準の達成状況についての自己評価: A)

本学教職大学院の教育目標を実現するため、「教員組織の編成と考え方」に基づき、担当領域について専門的な研究業績を持つ研究者教員 13 人と、学校現場・教育行政に深い経験を有する実務家教員 12 人を適切に配置している。実務家教員は、全員実務経験 20 年以上で、小、中、特別支援学校の校長、教育行政の管理職経験を有しており、キャンパスごとにバランス良く配置している。

また、教育内容における「学級経営・学校経営」「生徒指導・教育相談」「授業開発」という 3 つの専門分野において、研究者教員と実務家教員が協働で授業を担当するとともに、学生指導においても協働し、理論と実践を往還する学びを追求することができる体制となっている。さらに、教育上のコア科目となる 12 の授業科目すべてにおいて、教員として求められる広範囲に及ぶ力量や基礎的な素養を育成させるべく専任の研究者教員と実務家教員（教授又は准教授）をバランス良く配置している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 6-2 レベル I

○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

教員の採用・昇任については、北海道教育大学教員選考基準（別添資料 6-2-1）により、採用や昇任の基準に関して必要な事項を定め、北海道教育大学教員選考規則（別添資料 6-2-2）により、選考に係るプロセスや手続きを規定している。実務家教員については北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項（別添資料 6-2-3）を定め、研究者教員とは異なる基準を明記し、教育上の指導能力の評価を可能とし、教育委員会との協定に基づく人事交流教員の選考等に関する要項（別添資料 6-2-4）により、採用に係る取り扱いを規定している。これらの規則に明記されている手続きに従い、採用・昇任について本学教員人事委員会の審議を経て、学長が決定している。

また、北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）への兼務又は配置換えに関する要項により、本学の学部及び修士課程等の教員又は特任教員を、本教職大学院の教員として兼務又は配置換えさせる場合における選考方法及び手続きについて規定している（別添資料 6-2-5）。

上記の教員の採用・昇任に係る規則等は本学ウェブサイトで公開（<http://www.hokkyodai.ac.jp/intro/regulation/personnel.html>）し、透明化に努めている。

北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項に基づき、実務家教員の教授は実務経験が 15 年以上、准教授は実務経験が 10 年以上を要件としている（資料 6-2-①）。なお、学校的管理職として、学級・学校経営や生徒指導、地域との連携等の経験が、スクールリーダーとして必要な素養を教授するのに大変重要なものと考え、実際には、実務経験が 20 年以上の退職校長等を採用している。実務家教員の採用にあたっては、「北海道教育委員会と北海道教育大学との人材推薦に関する協定（別添資料 6-2-6）」に基づき、適任者の推薦を北海道教育委員会に依頼した上で、推薦者について教育委員会との協定に基づく人事交流教員の選考等に関する要項に基づき選考を実施している。また、女性教員は、研究者教員 1 人のみとなっているが、公募にあたっては、「女性教員採用促進のためのポジティブアクション（<http://www.hokkyodai.ac.jp/distinctive/gender/torikumi.html>）」により、女性教員の積極的任用に努めている（資料 6-2-②）。

研究者教員と実務家教員のいずれも、著書・論文、学会発表、研修会講師、社会貢献等に関する業績の審査を行うとともに、学校教育に関する自身の考えを論述させるなどして選考している。研究者教員についても実務経験を重視し、採用面接時に模擬授業を実施して、指導力の評価も行っている。

資料 6-2-① 実務家教員の選考基準

（選考基準）

第 5 条 実務家教員（教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）の教諭等として、概ね 15 年以上の実務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する職歴を有する者
 - ア 学校等の校長又は園長
 - イ 学校等の教頭、副校長又は副園長（勤務歴 2 年以上を有すること）
 - ウ 都道府県及び市教育委員会の課長相当職以上又はそれに準ずる職と判断される職
 - エ その他、研究団体等における指導的役割を担う職
- (3) 次に示す教育実践における研究業績等を有する者
 - ア 著書、全国的教育誌への論文・実践記録等の執筆
 - イ 研究会等の授業公開・研究発表、研究団体等の研究実績、受賞歴
 - ウ 研究会・研修会の指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）

2 実務家教員（准教授）の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校等の教諭等として、概ね 10 年以上の実務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する職歴を有する者
 - ア 学校等の教頭、副校長又は副園長

イ 都道府県及び市教育委員会の指導班主査又はそれに準ずる職と判断される職
ウ その他、教育実践上の指導的役割を担う職
(3) 次に示す教育実践における研究業績等を有する者
ア 著書、全国的教育誌への論文・実践記録等の執筆
イ 研究会等の授業公開・研究発表、研究団体等の研究実績、受賞歴
ウ 研究会・研修会の指導及び助言実績（教育講演会等の講師を含む）
（出典：北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項）

資料 6－2－② 教職大学院専任教員の年齢等構成

平成29年5月1日 現在					
年齢構成 教員種別	60代	50代	40代	30代	計
研究者教員	3人	4人	5人（1人）	1人	13人（1人）
実務家教員	12人	0人	0人	0人	12人
計	15人	4人	5人（1人）	1人	25人（1人）

（ ）内は女性教員を内数で示す。

（出典：教務課資料）

《必要な資料・データ等》

別添資料 6－2－1 北海道教育大学教員選考基準

別添資料 6－2－2 北海道教育大学教員選考規則

別添資料 6－2－3 北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項

別添資料 6－2－4 教育委員会との協定に基づく人事交流教員の選考等に関する要項

別添資料 6－2－5 北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）への兼務又は配置換えに関する要項

別添資料 6－2－6 北海道教育委員会と北海道教育大学との人材推薦に関する協定

（基準の達成状況についての自己評価： B ）

教員の採用・昇任については、北海道教育大学教員選考基準及び北海道教育大学教員選考規則で規定し、適切に運用している。実務家教員については、教育委員会との協定に基づく適任者の推薦を受けた後、北海道教育大学大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項や教育委員会との協定に基づく人事交流教員の選考等に関する要項により、研究者教員とは異なる基準を明記し、教育上の指導能力の評価をしている。

また、北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）への兼務又は配置換えに関する要項により、本学の学部及び修士課程等の教員又は特任教員を教職大学院の教員として兼務又は配置換えさせる場合における選考方法及び手続きについても明確に規定している。

実務家教員の教授は実務経験 15 年以上、准教授は実務経験 10 年以上を要件としているものの、学校の管理職としての経験を重視するため、実際には、実務経験が 20 年以上の退職校長等を採用している。また、女性教員は、1 人のみとなっているが、女性教員採用のためのポジティブアクションにより女性教員の積極的任用に努めている。

以上のことから、本基準を達成していると判断する。

基準 6-3 レベルⅡ

○ 教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。

[基準に係る状況]

教職大学院では、創設 3 年目から「教職大学院研究紀要」を刊行している。主に、特集と自由投稿論文を設け、教員や修了生による論稿を掲載しており、研究実践活動の成果を積極的に公開している。特集に関しては、毎年設定するテーマに即した論文を教員から寄稿してもらう形態を取ることで、教育活動に関連する研究活動に組織的に取り組んでいる。

また、自殺総合対策推進センター（センター長・本橋豊氏）と連携して「命の教育プロジェクト」を平成 28 年 10 月より開始し、特に、厚生労働科学研究費補助金「学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究」（研究代表者：本橋豊氏、研究分担者：井門正美）の最終事業として「命の教育 2017 シンポジウム『自殺総合対策における「命の教育」—生きる支援に向けた SOS の出し方教育—」（平成 29 年 3 月 19 日）を実施した（別添資料 6-3-1）。本事業に関しての研究実践成果はホームページ「命の教育プロジェクト」として公開している（<http://www.ido-labo.com/edu4life/>）ほか、学生の利用に供するため、各キャンパスに関連図書約 100 冊を整備した。平成 29 年度からも自殺総合対策推進センターと連携（厚生労働省科学研究費補助金「地域の実情に応じた自殺対策推進のための包括的支援モデルの構築と展開方策に関する研究（H29-31）」）しつつ、本学教職大学院の組織的研究「命の教育プロジェクト」として、「①人間形成と成長の基盤となる教育として『心を育てる読書教育』」「②日々の悩みや人間関係のあつれき等から自身を解放する『ストレスマネジメント教育』」「③苦難やストレスに耐え立ち向かう『レジリエンス教育』」「④保健衛生に留意し体づくりや健康を促進する『健康教育』」「⑤自殺者を一人でも減少させる人間関係や社会基盤づくりを推進する自殺総合対策『命の教育』（特に SOS の出し方・気づき方教育、自殺対策学習）」「⑥教職大学院講義と教員免許状更新講習への『命の教育』の組み込み」の 6 つの柱で展開している。

このほかにも、本学教職大学院の特色である双方向遠隔授業システムを活用し、基準 3-2 で前述の ICT を活用したアクティブラーニングを基盤にして、遠隔地同士でも各々の地域的特色を生かしながら協働的・活動的に学修できる「Active e-Learning」にも組織的に取り組んでいる。

《必要な資料・データ等》

別添資料 6-3-1 命の教育 2017 シンポジウムチラシ

（基準の達成状況についての自己評価：A）

「教職大学院研究紀要」を刊行し、毎年設定するテーマに即した論文を教員から寄稿してもらう形態をとるにより、教育活動に関連する研究活動に組織的に取り組んでいる。

また、自殺総合対策推進センターとの連携事業として「命の教育プロジェクト」を平成 28 年 10 月より開始し、「命の教育 2017 シンポジウム『自殺総合対策における「命の教育」—生きる支援に向けた SOS の出し方教育—」を実施している。平成 29 年度からも自殺総合対策推進センターと連携して、継続した研究実践に教職大学院の組織的研究として取り組んでいる。

以上のことから、充実した取組活動になっていると判断する。

基準 6-4 レベルⅠ

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

[基準に係る状況]

専任教員の授業負担に関しては、1人当たりの主担当科目数が11～14科目で、平均12.04科目、副担当科目数は最大5科目で、平均2.68科目となっている。主担当科目の業務量を「1」とし、副担当科目の業務量を勘案して「0.5」とした場合、合計担当数は、11.97～15.50科目（平均13.27科目）（資料6－4－①）となり、おおむね均等になっている。

学生指導の負担に関しては、学生指導に係る業務量を勘案し、主担当として学生指導に当たっている場合を「1」、副担当の場合を「0.2」として、負担人数を算出した場合、専任教員1人当たりの指導学生数の平均は、0.20人～5.60人であり、キャンパス別にみると、札幌キャンパスは4.02人、旭川キャンパスは4.00人、釧路キャンパスは4.28人、函館キャンパスは1.20人となっている（資料6－4－②）。

なお、教職大学院の一部の専任教員が、学部や修士課程の授業を担当しているが、教職に関する科目を中心に担当するクラスを限られたものにするなど、専任教員の負担が大きくなるよう配慮している（基礎データ2参照）。

資料6－4－① 専任教員一人当たり担当科目数

所属	氏名	主担当科目数	副担当科目数※	担当科目数計
札幌校	井門 正美	12	0.00	12.00
	追分 充	12	1.17	13.17
	小野寺 基史	13	0.50	13.50
	梅村 武仁	12	1.50	13.50
	濱野 雅輝	13	0.50	13.50
	川俣 智路	12	0.75	12.75
	姫野 完治	11	0.97	11.97
	前田 輪音	12	1.00	13.00
	龍島 秀広	12	1.00	13.00
	平均	12.11	0.82	12.93
旭川校	笠井 稔雄	13	0.75	13.75
	水上 丈実	13	1.50	14.50
	水口 正博	12	1.50	13.50
	稲葉 浩一	12	1.00	13.00
	藤川 聡	13	1.00	14.00
	藤森 宏明	13	1.25	14.25
	平均	12.67	1.17	13.83
釧路校	寺嶋 正純	12	1.50	13.50
	安川 貞亮	12	1.00	13.00
	梅本 宏之	11	1.75	12.75
	近藤 逸郎	12	2.00	14.00
	森 健一郎	14	1.50	15.50
	平均	12.20	1.55	13.75
函館校	橋本 忠和	11	1.00	12.00
	小松 一保	11	2.00	13.00
	中村 吉秀	11	2.00	13.00
	三上 清和	11	1.50	12.50
	阿部 二郎	11	2.00	13.00
	平均	11.00	1.70	12.70
全体平均		12.04	1.23	13.27

※ 副担当科目数の計算方法

各副担当科目における当該キャンパスの副担当者人数で0.5を除いた数の計

例) 追分 充の場合（副担当科目数：1.17）

「教育課程を創る」キャンパス内副担当者数：3人

「子どもの学びを拓く授業づくり」キャンパス内副担当者数：1人

「道徳教育の開発」キャンパス内副担当者数：1人

∴ (0.5/3) + (0.5/1) + (0.5/1) = 1.17

(出典：教務課資料)

資料 6-4-② 教員 1 人あたり担当学生数

キャンパス	氏名	職名	担当学生数							
			M 1 主担当	M 1 副担当	M 2 主担当	M 2 副担当	主担当計	副担当計	担当計	担当院生 人数※
札幌	井門 正美	教授	2	2	1	2	3	4	7	3.80
	追分 充	教授	2	2	2	2	4	4	8	4.80
	小野寺 基史	教授	2	2	2	1	4	3	7	4.60
	梅村 武仁	教授	2	2	1	2	3	4	7	3.80
	濱野 雅輝	教授	2	2	2	2	4	4	8	4.80
	川俣 智路	准教授	2	2		1	2	3	5	2.60
	姫野 完治	准教授	2	2		1	2	3	5	2.60
	前田 輪音	准教授	2	2	2	1	4	3	7	4.60
	龍島 秀広	准教授	2	2	2	1	4	3	7	4.60
	札幌平均		2.00	2.00	1.71	1.44	3.33	3.44	6.78	4.02
旭川	笠井 稔雄	教授		1	3	3	3	4	7	3.80
	水上 丈実	教授	2	3	2	2	4	5	9	5.00
	水口 正博	教授			3	3	3	3	6	3.60
	稲葉 浩一	准教授	1				1	0	1	1.00
	藤川 聡	准教授	2	3	2	2	4	5	9	5.00
	藤森 宏明	准教授	2		3	3	5	3	8	5.60
	旭川平均		1.75	2.33	2.60	2.60	3.33	3.33	6.67	4.00
釧路	寺嶋 正純	教授	2	1	2	3	4	4	8	4.80
	安川 貞亮	教授	2	2	2	2	4	4	8	4.80
	梅本 宏之	教授	2	2		2	2	4	6	2.80
	近藤 逸郎	教授	2		2		4	0	4	4.00
	森 健一郎	准教授	1	4	3	1	4	5	9	5.00
	釧路平均		1.80	2.25	2.25	2.00	3.60	3.40	7.00	4.28
函館	橋本 忠和	教授	1	2			1	2	3	1.40
	小松 一保	教授		1			0	1	1	0.20
	中村 吉秀	教授	1	1			1	1	2	1.20
	三上 清和	教授	1	1			1	1	2	1.20
	阿部 二郎	准教授	2				2	0	2	2.00
	函館平均		1.25	1			1	1	2	1.20
全体平均			1.77	1.95	2.13	1.89	2.92	2.92	5.84	3.50

※ 学生指導に係る業務量から、以下により算出
 (主担当計) × 1 (人) + (副担当計) × 0.2 (人)

(出典：教務課調査)

《必要な資料・データ等》

該当なし

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学教職大学院の専任教員 1 人当たりの担当科目数は 11 科目～14 科目であり、指導学生数は 0.20 人から 5.60 人となっているが、新規採用教員や 2 年次学生がいない函館キャンパスの教員を除くと、3.60 人から 5.60 人となり、均衡がとれている。また、教職大学院の専任教員が、学部等の授業を担当するケースは、教職に関する科目を中心に担当するクラスを限られたものにするなど、専任教員の負担に対して適切に配慮している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

○ 専任教員の配置状況

「専門職大学院に関し必要な事項を定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）」第 1 条第 1 項に規定される必要専任教員数は 11 人に対し、専任教員は 25 人在籍しており、そのうち実務家教員が 12 人となっている。このことにより、全教員の協働による指導体制が確立している。

本学教職大学院では、学校の管理職として、学級・学校経営や生徒指導、地域との連携等の経験が、スクールリーダーとして必要な素養を教授する上で重要なことであるため、実務家教員は、実務経験 20 年以上の退職校長等を積極的に採用している。結果的に、専任教員の年齢構成に偏りが生じているが、本学と北海道教育委員会、本学と札幌市教育委員会との教職大学院に関する協定に基づき、経験豊かな実務家教員の補充が順調になされており、適切な教員配置を維持している。

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 レベル I

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、各キャンパスに専用の講義室を整備し、平日夜間、土曜日開講の授業等で有効に活用している（別添資料 7-1-1）。講義室には、教材提示装置や DVD プレーヤーといった基本的な設備のほか、遠隔地にキャンパスを置く本学の特徴である「双方向遠隔授業システム」を教職大学院専用回線で配備し、ほぼすべての授業で活用している（前掲資料 3-2-③）。さらに、平成 29 年 4 月から、話者を自動で撮影する「音声顔認識自動追尾機能」を備えたカメラを設置するとともに、通信速度と画質の向上を図った。双方向遠隔授業システムは授業での利用に加え、各キャンパスに配置された教員による各種委員会等でも利用し、キャンパス間での運営面での連携協力を可能としている。

学生の自主的学習を可能とするため、全学生用の個別スペースを確保した「院生室」を各キャンパスに整備しているほか、未使用時の講義室を開放し、自習・自主演習等に活用できる環境となっている。院生室は 1 人当たり 3.9 m²～14.4 m²の広さを確保している（資料 7-1-①）。各学生には、教職大学院棟の無線 LAN に接続可能なノートパソコンを貸与しており、教職大学院パーソナル・ポートフォリオ作成システムに実践記録等を保管できる環境を整備するとともに、院生室に設置しているプリンタやスキャナ等の機器を活用することで、各学生はレポートや MOB 等の作成に活用している。

本学附属図書館には、合計 100 万冊以上の蔵書や約 1.7 万点の視聴覚資料があるほか、附属図書館コレクションとして、約 10 万冊の教科書資料や約 8 万点の北海道教育資料を所蔵しており、教育研究上必要な資料が整備されている（資料 7-1-②、資料 7-1-③）。教職大学院棟に整備されている無線 LAN に接続すれば、学生に貸与しているノートパソコンから蔵書検索等が可能であり、他キャンパスの図書館で所蔵している蔵書であっても、自由に貸し出しを受けることが可能となっている。なお、附属図書館は、月～金曜日は 8 時 30 分から 22 時まで、土・日・祝日・休日は、10 時から 17 時まで開館しており、現職教員学生であっても利用可能な開館時間となっている。また、各キャンパスの院生室には、北海道内で使用されている（過去に使用されていたものを含む）小、中学校の教科書及び指導要録等を院生室等に配備しているほか、専任教員が選定した図書、専任教員の所蔵書、資料等も揃え、学生の活用に供している。

資料 7-1-① 教職大学院用の講義室・院生室

	講義室		①院生室		②平成29年度 学生数	学生一人あたり 面積（①／②）
札幌校	教職大学院講義室	197m ²	教職大学院棟演習室	134m ²	33人	4.0m ²
旭川校	教職大学院教室	49m ²	教職大学院室	113m ²	20人	5.6m ²
釧路校	教職大学院講義室	42m ²	教職大学院自習室	23m ²	17人	3.9m ²
			教職大学院演習室	21m ²		
			教職大学院演習室	23m ²		
函館校	教職大学院双方向授業室	58m ²	教職大学院演習室 2	72m ²	5人	14.4m ²

（出典：教務課資料）

資料 7-1-② 附属図書館蔵書数

平成 28 年 3 月 31 日現在

区分		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	計	合計
000 総記	和書	35,064	14,194	16,178	31,101	11,049	107,586	126,633
	洋書	3,403	7,728	4,361	1,349	2,206	19,047	
100 哲学	和書	15,705	12,562	10,938	14,911	7,938	62,054	74,833
	洋書	3,758	3,303	1,844	2,783	1,091	12,779	
200 歴史	和書	25,520	17,520	20,523	19,993	9,635	93,191	100,438
	洋書	2,106	1,665	1,308	1,388	780	7,247	
300 社会	和書	68,263	50,985	56,088	49,942	36,558	261,836	286,278
	洋書	9,082	4,777	3,300	5,424	1,859	24,442	
400 自然	和書	26,131	21,140	19,910	16,642	12,123	95,946	110,158
	洋書	4,941	3,570	1,954	2,552	1,195	14,212	
500 工学	和書	7,787	5,191	6,151	7,152	3,744	30,025	31,720
	洋書	841	230	257	187	180	1,695	
600 産業	和書	6,481	3,392	4,044	4,564	3,129	21,610	22,601
	洋書	498	142	108	149	94	991	
700 芸術	和書	13,694	13,197	11,814	12,294	21,867	72,866	79,896
	洋書	2,022	809	683	1,091	2,425	7,030	
800 語学	和書	10,420	6,119	6,360	9,639	3,532	36,070	49,945
	洋書	4,611	1,679	2,069	4,173	1,343	13,875	
900 文学	和書	28,321	20,407	27,082	28,047	13,952	117,809	136,012
	洋書	4,974	2,687	3,571	5,081	1,890	18,203	
合計	和書	237,386	164,707	179,088	194,285	123,527	898,993	1,018,514
	洋書	36,236	26,590	19,455	24,177	13,063	119,521	
	計	273,622	191,297	198,543	218,462	136,590	1,018,514	

(出典：北海道教育大学附属図書館概要 (平成 28 年度))

資料 7-1-③ 附属図書館コレクション

所蔵館	コレクション名	コレクションの概要
全館	教科書	我が国の教科書資料を所蔵したもの 約10万冊 (内容) ・往来物 ・現行検定制度以前の教科書 ・現行検定制度下の教科書
	北海道教育資料	本学附属図書館が、昭和52年度から行っている「北海道教育資料収集整備計画」に基づいて収集した道内の小学校及び中学校の教育現場で使用された学校教育に関する研究報告、教育行政資料、教科書関係資料、学校・教育機関団体の沿革史・記念誌、教育家に関する資料、児童・生徒の文集・生活記録、本学に関する資料及び僻地教育に関する資料を整備所蔵したもので、収集資料の累計は約8万点になっています。
札幌館	沖垣資料	沖垣 寛(北海道師範学校(札幌校の前身)大正2年卒業)元小樽市緑国民学校長の旧蔵資料で、昭和46年9月にご遺族から札幌館に寄贈されました。 同氏は、芦田恵之助に師事した国語教育実践者として著名であり、資料はノート、原稿、日記、著書など約500点が収集されています。
	飛島貫治氏旧蔵資料	昭和8年から昭和34年まで北海道庁立小樽水産高等学校長を務めた飛島貫治氏の旧蔵資料で、小樽水産高等学校に関する資料のほか、実業教育関係、『北海道教育史』編纂資料、道内教育行政資料、教科書等約1370点が本学に寄贈されました。 これらには、飛島氏の直筆原稿やノート類も含まれています。
	安孫子孝次氏旧蔵資料	昭和31年から昭和35年まで北海道教育委員会委員を務めた安孫子孝次氏の旧蔵資料。北海道教育委員会関係の資料約600点。

(出典：北海道教育大学附属図書館概要 (平成 28 年度))

《必要な資料・データ等》

別添資料 7-1-1 各キャンパス平面図（教職大学院関係）

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

北海道の広域に点在する各キャンパスそれぞれに、双方向遠隔授業システムを備えた講義室を整備し、ほぼすべての授業で利用するとともに、学生数に見合った広さを確保した院生室を整備しており、本学の教育課程に対応した施設・設備が整っている。教科書資料や教育資料といった教育研究上必要な資料は、附属図書館及び教職大学院棟に十分備わっており、現職教員学生であっても利用可能な環境となっている。さらに、各キャンパスから選出した院長補佐や各種委員会委員との会議は、双方向遠隔授業システムを活用して効率化を図っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

○ 新たな双方向遠隔授業システムの導入

平成 28 年度末までの双方向遠隔授業システムによる授業は、手動のカメラ操作で発言者を撮影していたが、平成 29 年 4 月から音声顔認識自動追尾機能を備えたカメラを導入し、発言者を自動で撮影することを可能とするとともに、通信速度と画質を向上させた。このことにより、授業者と受講者のやりとりが円滑になり、臨場感あふれる授業展開が可能となった。

○ 教職大学院パーソナル・ポートフォリオ作成システムの活用

各学生には、教職大学院棟の無線 LAN に接続可能なノートパソコンを貸与し、教職大学院パーソナル・ポートフォリオ作成システムを活用することで、教員から各キャンパスの学生への資料配付、学生から教員へのレポート提出等を行うことができるようになっている。学生は、2 年間に渡って実践記録等を蓄積することにより、MOB の作成に活用している。

基準領域 8 管理運営**1 基準ごとの分析****基準 8-1 レベル I**

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院には、入学・修了、学位の授与、教育課程の編成等の管理運営に関する事項を審議する組織として、国立大学法人北海道教育大学運営規則第 27 条第 1 項に基づき、教授会の下に、教職大学院教員会議を置いている（資料 8-1-①）。教職大学院教員会議は、北海道教育大学教員会議規則第 3 条第 3 項に基づき、教職大学院長、教職大学院の教授、准教授、講師及び助教で組織している（資料 8-1-②）。

また、北海道教育大学教職大学院委員会規則（以下、「委員会規則」という。）に基づき、教職大学院の管理運営に関する委員会として「入学試験委員会」、「カリキュラム委員会」、「実習委員会」、「学生支援委員会」、「授業改善・FD 委員会」、「自己評価委員会」、「人事計画委員会」、「広報委員会」を設置し、円滑な管理運営を図っている（資料 8-1-③）。各委員会の審議事項、構成及び事務担当については、委員会規則の別表に規定し、役割等を明確にしている（資料 8-1-④）。各委員会委員は、各キャンパスから選出することとしており、それぞれの課題等を汲み取るとともに、教職大学院全体の意向を各キャンパスに滞りなく伝達することが可能な組織形態としている。

教職大学院の修学や授業の実施、学籍や成績の管理等管理運営に関する事務については、国立大学法人北海道教育大学事務局組織規則第 18 条第 1 項第 26 号に基づき、学務部教務課が担当している（資料 8-1-⑤）。教務課内の複数のグループのうち、修学支援グループが、教職大学院の事務に関して総括・連絡調整をするとともに、札幌キャンパスの教育支援を担当している。札幌以外のキャンパスにおいては教務課と連携し、各キャンパスの学務グループが、教育支援の事務を担当している。また、教員会議や各種委員会には、それぞれの事務担当が陪席し、意思決定の内容を具体的に実行する体制となっている。

北海道の広域に点在する各キャンパスが、1 つの教職大学院として効果的に意思決定するために、各キャンパスに教職大学院長補佐 1 名を配置（資料 8-1-⑥）し、教職大学院長の業務を補佐するとともに、担当キャンパスにおける業務について総括している。また、カリキュラムの 3 分野（学級経営・学校経営分野、生徒指導・教育相談分野、授業開発分野）を統括する分野長を配置し、教員会議において課題の報告や対応策の提案することにより、全キャンパス統一的な教育指導等が可能な体制を敷いている。

資料 8-1-① 教員会議に関する規程

（教員会議）

第 27 条 教授会の審議を円滑に推進するため、教授会の下に、次に掲げる教員会議を置く。

- (1) 札幌校教員会議
- (2) 旭川校教員会議
- (3) 釧路校教員会議
- (4) 函館校教員会議
- (5) 岩見沢校教員会議
- (6) 研究科札幌校・岩見沢校教員会議
- (7) 研究科旭川校教員会議
- (8) 研究科釧路校教員会議
- (9) 研究科函館校教員会議
- (10) 教職大学院教員会議
- (11) 学校臨床心理専攻教員会議

2 教員会議は、各校、教職大学院又は研究科学校臨床心理専攻に係る次の各号に掲げる事項について、それぞれ審議する。

- (1) 学生の入学・卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する事項
- (4) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (5) 学生の在籍に関する事項
- (6) 年度計画の実施に関する事項
- (7) 配分予算の執行に関する事項
- (8) その他必要と認められる事項

(出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則)

資料 8-1-② 教員会議の組織に関する規程

第 3 条 研究科に、次に掲げる教員会議を置く。

- (1) 研究科札幌校・岩見沢校教員会議
- (2) 研究科旭川校教員会議
- (3) 研究科釧路校教員会議
- (4) 研究科函館校教員会議
- (5) 教職大学院教員会議
- (6) 学校臨床心理専攻教員会議

2 前項第 1 号から第 4 号に規定する教員会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) キャンパス長
- (2) 各校の研究科の教授、准教授、講師及び助教

3 第 1 項第 5 号に規定する教員会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 教職大学院長
- (2) 教職大学院の教授、准教授、講師及び助教

(出典：北海道教育大学教員会議規則)

資料 8-1-③ 教職大学院に設置する委員会に関する規程

(設置)

第 2 条 教職大学院に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 入学試験委員会
- (2) カリキュラム委員会
- (3) 実習委員会
- (4) 学生支援委員会
- (5) 授業改善・FD委員会
- (6) 自己評価委員会
- (7) 人事計画委員会
- (8) 広報委員会

(出典：北海道教育大学教職大学院委員会規則)

資料 8-1-④ 教職大学院委員会一覧

委員会等名	組織	審議事項	主管課等名
入学試験委員会	(1) 教職大学院長 (2) 札幌地区、旭川地区及び釧路地区（以下、「各地区」という。）から各 1 人以上 (委員長：教職大学院長)	(1) 入学選抜の基本方針の調査及び研究に関する事項 (2) 入学試験の実施に関する事項 (3) その他入学試験に関する事項	入試課
カリキュラム委員会	(1) 各地区から各 1 人以上	(1) カリキュラムの調査及び研究に関する事項 (2) カリキュラムの編成及び実施に関する事項 (3) 学生の入学及び修了等その他在籍に関する事項	教務課

		(4) 学生の学位に関する事項 (5) その他学生の教務に関する事項	
実習委員会	(1) カリキュラム委員会 委員長 (2) 各地区から各 1 人以上	(1) 教育実習の運営方針に関する事項 (2) 教育実習の実施に関する事項 (3) 教育実習の指導及び評価に関する事項 (4) その他教育実習に関する事項	教務課
学生支援委員会	(1) 各地区から各 1 人以上	(1) 学生支援の調査及び研究に関する事項 (2) 学生の団体、活動及び生活に関する事項 (3) 学生の奨学に関する事項 (4) 学生寮に関する事項 (5) 学生の賞罰に関する事項 (6) その他学生支援に関する事項	学生課
授業改善・FD 委員会	(1) 各地区から各 1 人以上	(1) 授業改善の調査及び研究活動に関する事項 (2) F D の調査及び研究活動に関する事項 (3) F D 推進のための方策の策定に関する事項 (4) その他授業改善及び F D に関する事項	教務課
自己評価委員会	(1) 各地区から各 1 人以上	(1) 自己評価等の企画及び立案 (2) 教職大学院の認証評価に係る点検及び評価作業 (3) 教職大学院の中期目標・中期計画の実施状況に係る点検及び評価作業 (4) 教職大学院の教育研究活動について、自ら行う点検及び評価作業 (5) 前第 2 号から第 4 号の自己評価等の結果に係る外部評価の企画及び立案 (6) その他評価に関する事項	教務課
人事計画委員会	(1) 教職大学院長 (2) 各地区から教授各 1 人以上	(1) 教員の人事に係る総合的計画及び方針の策定に関する事項 (2) 教員の採用等開始の発議に関する事項 (3) その他教員の人事に関して必要な事項	人事課
広報委員会	(1) 各地区から各 1 人以上	(1) 広報の基本方針に関する事項 (2) 広報の企画に関する事項 (3) ホームページの企画に関する事項 (4) その他広報に関する事項	教務課

(出典：北海道教育大学教職大学院委員会規則)

資料 8－1－⑤ 教職大学院の事務体制

(教務課)

第 18 条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

(中略)

(26) 教職大学院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(後略)

(出典：国立大学法人北海道教育大学事務局組織規則)

資料 8-1-⑥ 教職大学院長に関する規程

(教職大学院長)

第 21 条 教職大学院に、教職大学院長を置く。

2 教職大学院長は、学長の統督の下に、教職大学院の校務をつかさどる。

3 教職大学院長は、学長が任命する。

4 教職大学院長は、教職大学院長を補佐させるため、教職大学院長補佐を置くことができる。

5 教職大学院長に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：国立大学法人北海道教育大学運営規則)

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-1-1 平成 29 年度教職大学院委員会等構成員一覧

別添資料 8-1-2 事務局組織図

(基準の達成状況についての自己評価： A)

本学教職大学院には、管理運営に関する重要事項を審議する組織として、「教職大学院教員会議」を置き、教職大学院長、教職大学院の教授、准教授、講師及び助教で組織している。また、教職大学院に 8 つの委員会を設置し、それぞれの役割を明確にし、円滑な管理運営を図っている。各委員会委員を各キャンパスから選出することで、それぞれの課題等を汲み取るとともに、教職大学院全体の意向を各キャンパスに滞りなく伝達することが可能な組織形態としている。

教職大学院の管理運営を支える事務組織である学務部教務課が、全体の総括・連絡調整の業務を行うとともに、各キャンパスにおいては、それぞれの学務グループが、教務課と連携し、教育支援の事務を担っている。なお、教員会議や各種委員会には、それぞれの事務担当が陪席し、意思決定の内容を具体的に実行する体制となっている。

さらに、各キャンパスに「教職大学院長補佐」を 1 名配置し、担当キャンパスにおける業務について総括するとともに、カリキュラムの 3 分野を統括する「分野長」を配置することで、目的を達成するための体制を整えている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-2 レベル I

○ 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

[基準に係る状況]

本学では教職大学院に対して、教育研究及び管理運営に関する予算を措置している。この予算は、教職大学院の教育指導及び運営上必要な経費である。教職大学院においては、教職大学院教員会議の議を経た上で、キャンパス共通経費とキャンパスごとの経費を再配分している。

キャンパス共通経費は、教職大学院全体の運営費であり、教育実践交流会開催経費、研究紀要や MOB の研究抄録作成経費、実習指導のための巡回旅費、他キャンパスに出向いて講義ができる授業兼任旅費、合宿研修施設使用料補助、FD 推進費等、教育研究活動等を適切に遂行するための経費となる。なお、TA 配置に必要な経費や招集して行う教員会議の旅費等は、別途措置されている。

キャンパスごとの経費については、学生数に応じて積算・配分しており、それぞれのキャンパスで教育研究活動を行う上で必要となる消耗品や図書購入費に充てている。

また、双方向遠隔授業システムの話者を自動で撮影する「音声顔認識自動追尾機能」を備えたカメラ、通信速度と画質の向上に関して、別途予算要求し、配分を受け、平成 29 年度から運用を開始しているところである。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-2-1 平成 28 年度高度教職実践専攻（教職大学院）予算配分

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

教職大学院に配分された予算については、教職大学院教員会議の議を経て、予算配分を決定している。具体的には、教職大学院全体の運営費であるキャンパス共通経費及びキャンパスごとの経費として再配分し、教育研究活動等を適切に遂行するための財政措置を取っている。

また、双方向遠隔授業システムの更新に係る予算措置を受け、平成 29 年度から新たなシステムの運用を開始した。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-3 レベル I

○ 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

[基準に係る状況]

教職大学院の教育研究活動等の状況については、本学ウェブサイトのほか、教職大学院専用ウェブサイト（<http://www2.hokkyodai.ac.jp/daigakuin/kyosyokudaigakuin-top.html>）を開設し、理念・目的、特色、教育課程、入学者選抜等を中心に公開している。

また、教職大学院の広報用資料として、「教職大学院のご案内」を毎年作成（前掲別添資料 1-2-1）し、北海道内の小・中・高等学校や教育委員会に配付している。教職大学院のご案内は、本学ウェブサイトで公開するとともに、各地域の校長会や連携協力校に持参し、本学教職大学院の理解をさらに深めてもらうための説明資料としている。さらに、平成 29 年 4 月から函館キャンパスが開設されることに伴い、別途広報用のチラシを作成し、教職大学院のご案内とともに、広報に活用した（別添資料 8-3-1）。

教員等の研究成果については、「研究紀要（別添資料 8-3-2）」として毎年発行し、北海道内の小中高等学校、教育委員会や教育局等に配付するとともに、北海道教育大学学術リポジトリにて公開している。また、学生の実証的・実践的な研究の集大成である「MOB 発表会」の開催や「研究抄録（前掲別添資料 4-1-1）」の発行により、教育や研究の成果の公表に取り組んでいる。

さらに、教職大学院教員・学生と教育関係者や修了生との交流を図る「教育実践交流会（前掲別添資料 4-2-2）」の開催を通して、本学教職大学院の教育・研究活動の成果について、積極的に公表している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-3-1 函館キャンパス設置のチラシ

別添資料 8-3-2 北海道教育大学大学院高度教職実践専攻 研究紀要第 7 号

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

教職大学院の教育研究活動等の状況については、本学ウェブサイト、教職大学院専用ウェブサイトにより公開している。また、「教職大学院のご案内」を毎年作成し、北海道内の小・中・高等学校や教育委員会への配付、校長会や連携協力校への説明資料とすることで、積極的な情報提供を行っている。

教育・研究の成果については、「研究紀要」や「研究抄録」の発行、「MOB 発表会」の開催により、公表に取り組

んでいる。また、「教育実践交流会」の開催を通して、教職大学院教員・学生、教育関係者、修了生との交流を図るとともに、本学教職大学院の教育・研究活動の成果を広く公開している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

○ 「研究抄録」「教育実践交流会」等を利用した広報及び学生の教育・研究成果の公表

教職大学院教員や修了生の研究活動の論文を「研究紀要」、学生の実践活動の集大成である MOB を「研究抄録」として毎年度発行している。さらに、修了生が実践研究を発表し、発表内容に関して学生及び学校関係者を加えた意見交流を行う「教育実践交流会」を開催し、教職大学院の教育・研究活動の成果を積極的に公表している。

また、平成 29 年 4 月からの教職大学院函館キャンパス開設に向け、大学院での学びの魅力が十分伝わるよう「教職大学院のご案内」の内容を大幅に充実させた。具体的には、現役学生の生の声の紹介数を増やし、実践力の向上の実感やそのための学びの様子が理解できるようにするとともに、1 年間の歩みの写真の中で、実習や合宿、研究活動等、さらに専任教員同士の FD 活動による授業改善に向けた活動も紹介する内容に刷新した。

基準領域 9 点検評価・FD

1 基準ごとの分析

基準 9-1 レベル I

- 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

[基準に係る状況]

学校教育法第 109 条第 1 項に規定する大学が自ら行う自己評価については、国立大学法人北海道教育大学点検評価規則（資料 9-1-①）に規定している。学長室である大学評価室が 2 年に一度、当該規則第 6 条に定める自己評価の基本項目の一つを選択し、自己評価を実施しており、自己評価を実施した翌年度に外部評価を実施している。外部評価で指摘された事項や顕在化した課題点については改善策を策定し、業務の改善に役立てており（資料 9-1-②）、点検評価に関する情報は、国立大学法人北海道教育大学法人文書管理規則（別添資料 9-1-1）に基づき、文書完成年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存している。平成 26 年度には「教育」を選択し、学部、修士課程及び専門職学位課程である教職大学院の「教育」について、自己点検・評価を実施した。自己評価及び外部評価の結果から、「学部及び修士課程においてカリキュラム・ポリシー（CP）が簡明な文章で表現されていない」との課題が見つかったことから、学部・修士課程の CP 策定に合わせて、教職大学院においても CP を改正している。

本学教職大学院における自己点検評価は、教職大学院自己評価委員会が中心となり実施している。新年度の最初に開催される教員会議において、教職大学院の各委員会等から前年度の活動評価や新年度の目標・活動内容を報告し、課題等について意見交換し、今後の教育研究活動の問題点の確認と対応策について検討・情報共有している（別添資料 9-1-2）。

学生からの意見聴取として、教職大学院授業改善・FD 委員会が授業評価アンケートを実施している。全授業科目で実施する授業評価アンケートは、各クォーター終了後、すべての受講生に対して無記名で実施しており、授業内容等に関する意見聴取の機会となっている。学生は、「授業形態が工夫されていたか」（授業評価）、「授業は意義のあるものだったか」（満足度評価）、「教材や配布資料、教材機器の使い方が効果的だったか」（学習環境評価）等の 13 項目について、5 段階で評価するほか、「興味・関心を持った内容」「講義全体への要望や感想」を自由記述する構成としている（別添資料 9-1-3）。アンケート結果について、授業評価・FD 委員会が授業ごとに集計し、結果を全教員に公開しており、各教員はアンケート結果から授業改善のためのデータとして利用している（前掲資料 4-1-④）。具体的な改善事例として、ストレートマスターにとって必要な講義の順序を検討し、1 年次必修の共通科目の開講時期を変更した。さらに、選択科目「特別支援コーディネーターの役割と課題」のアンケート結果に「特別支援コーディネーターの具体的な仕事内容や果たさなければならない役割について、もっと学びたい」との意見があり、担当教員から詳しい説明を加えるほか、「私と特別支援教育」というテーマを設定し、具体的な仕事内容に触れる内容に改めた。

学外関係者の意見や社会のニーズを取り入れる取組として、「教育実践交流会（前掲別添資料 4-2-2）」「連携協力校連絡協議会（資料 9-1-③）」を開催している。教育実践交流会では、各キャンパスの修了生（計 3 名）による実践報告を行った後、基調講演者（平成 28 年度は札幌市教育委員会児童生徒担当部長）との質疑応答を行っている。連携協力校連絡協議会は、連携協力校との円滑な連絡調整を目的として開催しており、教育課程に関する事項、学校における実習の内容・方法に関する事項等について協議を行っている。本学関係者、教育委員会、校長会、連携協力校からの関係者で構成しており、本学教職大学院の教育や実習の概要等を説明するとともに、実習生の受入状況、実習先での実習生の学びの成果等を報告する場ともなっており、本学教職大学院の教育に対する情報収集の機会にもなっている。教育実践交流会のアンケート結果を分析し、「講義内容を構成する際、教育

実践の難しさを強調したい」や「学生や修了生が何を欲しているのか少し見えた」など、教職大学院教員としての課題を知るなどの成果も得られた。

また、北海道教育委員会からの要請を受け、現職教員学生（教育委員会派遣）を対象とした授業科目「北海道の教育」を平成 28 年度に開設し、同教育委員会から講師の協力を得ている。

資料 9-1-① 学校教育法第 109 条第 1 項に定める自己評価に関する規定

（自己評価等の実施）

第 4 条 自己評価等の実施は、点検評価実施要項に基づき、部局等がそれぞれ所掌する業務について行い、これらを踏まえて、大学評価室が本学全体について行うものとする。

2 第 2 条第 1 号に規定する自己評価は、原則として 2 年に 1 回実施するものとする。

（中略）

（自己評価の基本項目及び実施区分）

第 6 条 自己評価の基本項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 学生支援
- (4) 社会貢献
- (5) 国際交流
- (6) 大学運営
- (7) 施設・設備
- (8) その他必要と認められる項目

2 自己評価は、前項の基本項目ごとに対象を設定し、行うものとする。

3 自己評価の実施区分は、本学全体、部局等及び教員個人とする。

（中略）

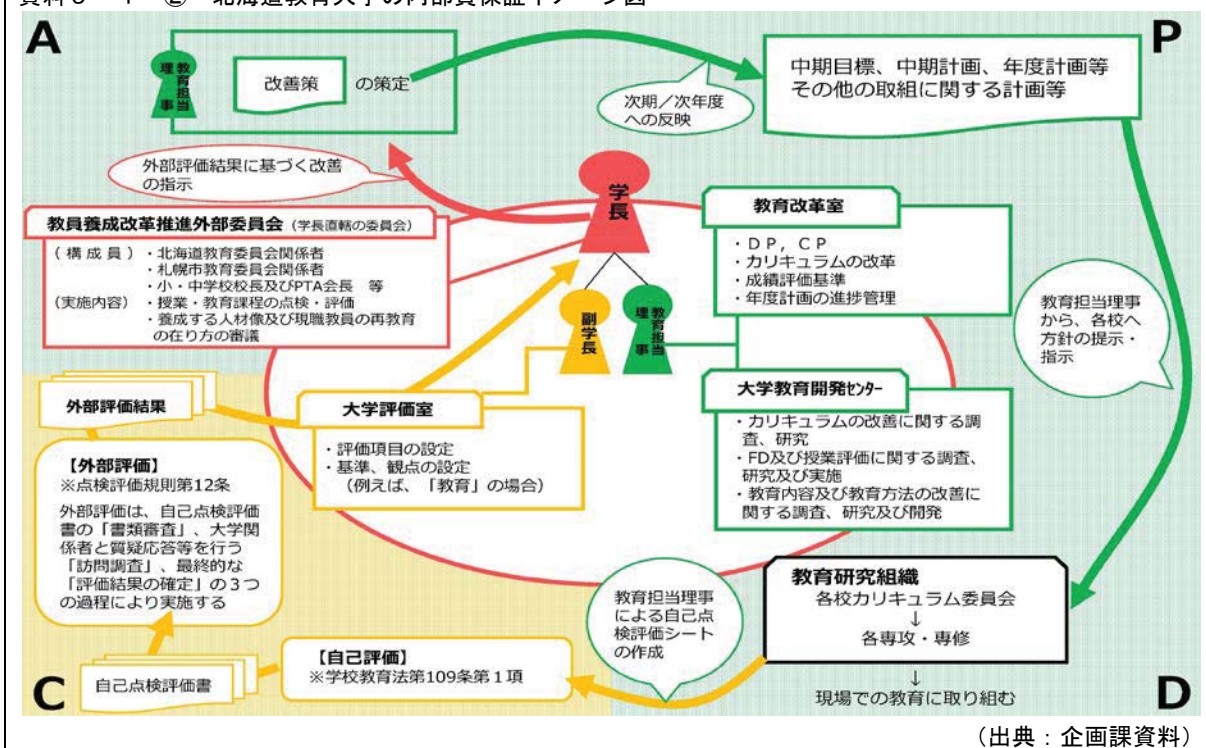
（外部評価の実施）

第 12 条 外部評価の実施は、原則として自己評価を実施した翌年度に、点検評価実施要項に基づき行うものとする。

2 前項に定めるほか、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の自己評価等の結果についても、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

（出典：国立大学法人北海道教育大学点検評価規則）

資料 9-1-② 北海道教育大学の内部質保証イメージ図



資料 9-1-③ 連携協力校連絡協議会要項

北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会要項

制 定 平成 20 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 北海道教育大学教職大学院に、円滑な連携協力校との連絡調整等を図るため、連携協力校連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 連絡協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 教職大学院長
- (3) 実習委員会委員長
- (4) カリキュラム委員会委員長
- (5) 北海道教育委員会から 1 人
- (6) 札幌市教育委員会から 1 人
- (7) 旭川市教育委員会から 1 人
- (8) 釧路市教育委員会から 1 人
- (9) 函館市教育委員会から 1 人
- (10) 札幌市、旭川市、釧路市及び函館市小学校校長会から選出された者 各 1 人
- (11) 札幌市、旭川市、釧路市及び函館市中学校校長会から選出された者 各 1 人
- (12) 連携協力校から各 1 人
- (13) その他連絡協議会が必要と認める者

(協議事項)

第 3 条 連絡協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教職大学院の教育課程に関する事項
- (2) 学校における実習の内容・方法に関する事項
- (3) その他連携協力校との連絡調整に関する事項

(委員長)

第 4 条 連絡協議会に、委員長を置く。

2 委員長は、第 2 条第 2 号の委員をもって充てる。

3 委員長は、連絡協議会を招集し、その議長となる。

(部会)

第 5 条 連絡協議会に、具体的事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 連絡協議会の庶務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 18 日改正）

この要項は、平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（出典：北海道教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会要項）

《必要な資料・データ等》

別添資料 9-1-1 国立大学法人北海道教育大学法人文書管理規則

別添資料 9-1-2 平成 28 年度の活動評価と平成 29 年度の目標および活動内容（交流資料）

別添資料 9-1-3 教職大学院 授業アンケート

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

本学教職大学院には、教育等の状況について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための組織として、「自己評価委員会」及び「授業改善・FD 委員会」を置いている。

自己評価委員会は、教職大学院認証評価等への対応のほか、教職大学院全体の運営を評価する観点から、各委

員会の活動状況を毎年点検している。授業改善・FD 委員会は、授業評価アンケートや授業交流会の企画・運営を通して、授業内容等に関して、学生から意見を聴取する機会を設け、授業改善に資するデータの集約を行っている。

また、学生、修了生、教職員と教育関係者が一堂に会した「教育実践交流会」を開催し、修了生による実践報告や基調講演者との質疑応答から、教員にとって指導上の課題が見いだされるなどの成果があった。

さらに、連携協力校との連絡調整等を図るため、本学関係者の他、教育委員会、校長会、連携協力校からの関係者で構成する「連携協力校連絡協議会」を設置しており、この協議会の中で、実習先での実習生の学びの成果等を報告するとともに、本学教職大学院の教育に対する情報収集の機会になっている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 9-2 レベル I

- 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

[基準に係る状況]

全教員を対象に双方向遠隔授業システムの効果的な活用や MOB 作成の意義と課題等について、年度当初に研修会を実施している。

授業評価アンケート（前述：基準 9-1）の結果を踏まえ、授業内容・方法の改善を行い、「授業交流会」を各クォーターで実施している。授業交流会では、教職大学院の全教員に対して授業を公開し、授業のねらいや概要を発表し、各授業内容の理解及び授業改善に向けた教員の資質向上を目指している。実際の授業を見学した教員は「ふりかえりシート」を提出し、授業改善・FD 委員会が集約し、その結果を全教員で共有している（別添資料 9-2-1）。授業交流会を通して、教員間の交流を通して互いの学びが深まり、平成 28 年度は「命の教育 2017 シンポジウム」に発展している（前掲別添資料 6-3-1）。

また、平成 27 年度より、各講義の担当教員自身が、「授業内容は理論と実践の往還に留意し、理論と実践・事例部分とで構成されているか」等 8 つの評価項目に関して自己評価し、カリキュラム委員会や教員会議で共有している（別添資料 9-2-2）。

本学教職大学院では、各授業について研究者教員と実務家教員による協働授業体制をとっており、各授業の中で研究者教員と実務家教員の連携・意思疎通が図られている。例えば、学級経営における省察モデル（ALACT モデル）の理論を研究者教員が解説、学級の中で実際に生じている困難ケース等を実務家教員が紹介、さらに、その中で起こっている教師と児童との関係（ズレ）や児童生徒の見とり（アセスメント）を別の研究者教員が補足するといった、それぞれの専門分野に応じた授業構成としている。講義科目以外についても、実習の事前事後指導を研究者教員と実務家教員の協働で実施（年間 109 時間）しており、学生への指導を通じて、教員同士の意見交流・資質向上の機会となっている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 9-2-1 平成 28 年度 「授業交流会」ふりかえりシート

別添資料 9-2-2 授業評価と次年度の計画

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

全教員を対象に双方向遠隔授業システムの効果的な活用や MOB 作成の意義と課題等について、年度当初に研修会を実施している。また、「授業評価アンケート」、「授業交流会」及び「教育実践交流会」の実施により、教育内

容・教育方法等の改善に継続的に取り組んでいる。

双方向遠隔授業システムを活用した研究者教員と実務家教員の協働による授業展開は、学生に対する教育上の効果だけではなく、教員相互の連携・意思疎通を充実させる効果があるとともに、研究者教員の実践的な知見の充実、実務家教員の理論的な知見の充実に寄与している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

該当なし

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

1 基準ごとの分析

基準 10-1 レベル I

○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

平成 20 年度からの教職大学院開設に向けて、平成 19 年 5 月、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員を養成するために連携協力することを目的として「北海道教育大学と北海道教育委員会との教職大学院に関する覚書」を締結した（別添資料 10-1-1）。加えて、教職大学院を設置することとしていた札幌市、旭川市、釧路市の各教育委員会と、連携協力校等に関する事項について、平成 19 年 6 月に覚書を締結した。さらに、平成 29 年 4 月から函館キャンパスにも教職大学院を設置する準備を進め、平成 29 年 3 月に函館市教育委員会と覚書を締結した（別添資料 10-1-2）。このほか、本学と北海道教育委員会との間で、「北海道教育委員会『学校力向上に関する総合事業』と教職大学院との連携に係る覚書（別添資料 10-1-3）」を平成 24 年 3 月 30 日に締結した。このことにより、北海道教育委員会が指定する「学校力向上に関する総合実践事業」の実践指定校が、教職大学院の特別連携協力校と位置づけられることとなり、継続的な実習生の受入先の確保に繋がった。また、『学校力向上に関する総合実践事業』等に係る北海道教育大学と北海道教育委員会との包括的連携に関する協定書（別添資料 10-1-4）」を平成 24 年 11 月 12 日に締結し、教職大学院の教育課程及び指導方法等について両者が協議を行い改善することとし、平成 28 年度から北海道の教育施策等を内容とする授業「北海道の教育」を開設した。

実際の教職大学院の運営に当たり、教職大学院長、実習委員会委員長、カリキュラム委員会委員長、教育委員会関係者、校長会関係者等で組織する「連携協力校連絡協議会」及び「教職大学院実習運営協議会」を設置している（資料 10-1-①）。

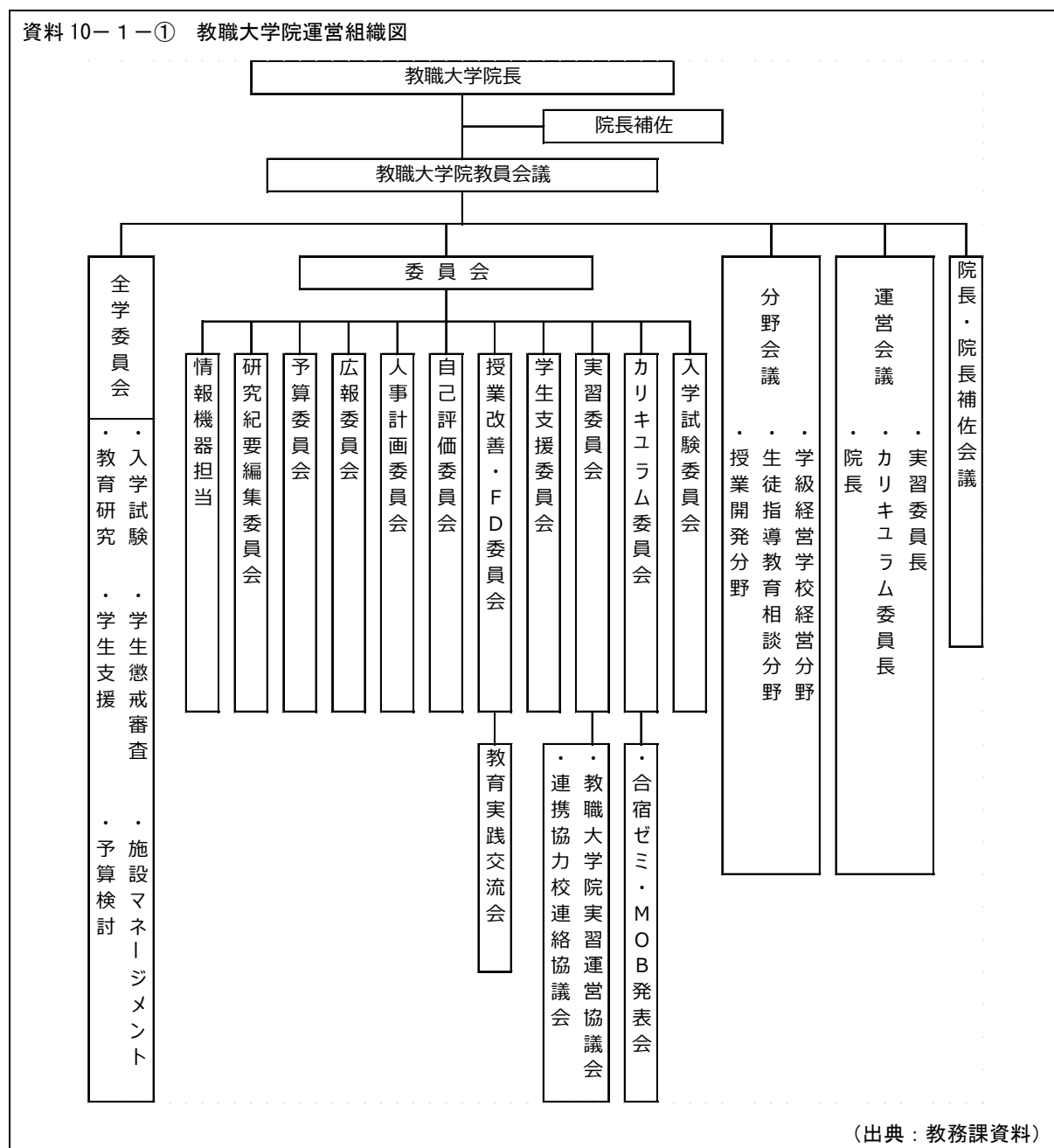
連携協力校連絡協議会は、教職大学院と連携協力校との円滑な連絡調整を図るため、北海道教育委員会、キャンパスを置く市の教育委員会、小学校校長会、中学校校長会、連携協力校から各 1 人を構成員とし、教職大学院の教育課程に関する事項、学校における実習の内容・方法等に関する事項、その他連携協力校との連絡調整に関する事項等を協議している。特に、現職教員が入学した場合は、当該現職教員学生の実習を勤務校で行うことができるよう、勤務校を連携協力校と位置づけるための調整を行うとともに、関連する専門分野を学ぶストレートマスターの実習受入についても調整している（前掲資料 9-1-③）。教職大学院実習運営協議会は、学校における実習の円滑化を図るため、連携協力校連絡協議会の構成員に実習校からも構成員を加え、主に実習校の設定、実習関係諸機関の協力、実習に関する調査及び研究に関することを協議している（別添資料 10-1-5）。特に、学生の研究テーマに即した学校に受入を依頼しているほか、「学校運営実習（前掲資料 3-3-①）」においても、北海道教育委員会から指定された特別連携協力校（北海道教育委員会「学校力向上に関する総合実践事業（別添資料 10-1-3）」実践指定校）及び近隣校の協力を得られている。また、本学教職大学院には、教職大学院長、カリキュラム委員会委員長、実習委員会委員長の三者で構成する運営会議を置いており、年 1、2 回程度、教育委員会や学校関係者を招き、新たな講義科目の開設、受入実習校の選定及び実習の運営、現職教員学生派遣人数の要望等について協議している（資料 10-1-②）。

入学者の確保を図る観点では、小学校及び中学校の校長会理事会等において、教職大学院長から、教職大学院での学びのよさを説明し、校長から自校教諭へ教職大学院進学を促してもらうよう依頼している。

教職大学院修了後の処遇については、2 年間の教職大学院での学び（教科等の実践的指導力、学級経営力・学校経営力、生徒指導・教育相談力等の向上）が評価され、現職教員学生が修了直後に教育局の指導主事等に採用される件数が増え、学校現場に戻った後は、主幹教諭や教務主任等に登用されるケースが見受けられる（前掲別

添資料4-2-1)。ストレートマスターは、教員採用候補者名簿の有効期限を1年間延長することができるようになっており、教職大学院修了後に学修した成果を活かすスムーズな採用につながっている。

資料 10-1-① 教職大学院運営組織図



資料 10-1-② 運営会議と学外関係者の意見交換による成果

平成 26 年度より新設した「学校運営実習」（現職教員学生（教育委員会派遣）の特別連携協力校での通年実習）において、当初、実習のほとんどをチームティーチング（TT 指導）に当てられている実態があったが、4 月から 2 月までの 270 時間に及ぶ実習時間を確保することができるようになった。

ストレートマスター 1 年次に「学校課題俯瞰実習」（附属学校での通算 8 週間の俯瞰実習）を受けた学生の 2 年次における「自己課題解決・検証実習」の受け入れ（市内公立小・中・高等学校での 6 週間の検証実習）について、学生の自己課題（研究テーマ）に即した学年・学級・指導教員の配属が可能となり、成果の多い実習となっている。

共通科目において、教育委員会関係者、市内公立学校長及び教諭による講義が実現している。

入学者の確保を図るため「教職員の資質能力の向上」に資する教職大学院での学びのよさを説明し、現職教員学生の派遣について強く要望した結果、平成 24 年度から 3 キャンパス（札幌校・旭川校・釧路校）合計 14 名の現職教員派遣枠が実現した。

（出典：教務課資料）

《必要な資料・データ等》

別添資料 10－1－1 北海道教育大学と北海道教育委員会との教職大学院に関する覚書

別添資料 10－1－2 北海道教育大学と札幌市（旭川市・釧路市・函館市）教育委員会との教職大学院に関する覚書

別添資料 10－1－3 北海道教育委員会「学校力向上に関する総合事業」と教職大学院との連携に係る覚書

別添資料 10－1－4 「学校力向上に関する総合実践事業」等に係る北海道教育大学と北海道教育委員会との包括的連携に関する協定書

別添資料 10－1－5 北海道教育大学教職大学院実習運営協議会要項

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本学は教職大学院の開設に先駆けて、北海道教育委員会、札幌市教育委員会、旭川市教育委員会、釧路市教育委員会と教職大学院に関する覚書を締結し、連携する体制を整えた。平成 29 年 4 月に新たに函館キャンパスにも教職大学院を設置することとなり、平成 29 年 3 月に函館市教育委員会と覚書を締結した。

また、連携協力校連絡協議会及び教職大学院実習運営協議会を設置し、実習先となる連携協力校に係る調整、円滑な実習の実施のための体制を整備した。

上記のほか、教職大学院長、カリキュラム委員会委員長、実習委員会委員長の三者に、教育関係者や学校関係者を招いた協議の場を設け、新たな講義科目の開設、受け入れ実習校の選定及び実習の運営、現職教員学生派遣人数の要望等について協議している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

該当なし